

第2期
本庄市子ども・子育て支援事業計画



本庄市マスコット
はにぼん

令和2年3月
本 庄 市

第2期本庄市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

我が国では昨年、「令和」という新しい時代が幕を開けました。

「平成」の時代から、少子化、人口減少という課題に立ち向かっている中で、厚生労働省は昨年末、令和元年人口動態統計の年間推計で、日本人の出生数が86万4千人と発表しました。国を挙げて様々な少子化対策に取り組んでいるにもかかわらず、年間の出生数が90万人を下回ることが推計され、少子化に歯止めがかかっておりません。また、同発表では、出生数が死亡数を下回る人口の自然減について、51万2千人と推計しており、人口減少が加速していることがうかがえます。



本市では、平成27年3月、「本庄市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市民の皆さま、民生委員・児童委員をはじめ関係団体等のご理解及びご協力を得ながら、保育所等の待機児童対策、子ども医療における対象児童の年齢拡大、児童虐待防止対策の強化等、子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めて参りました。

国の動きとしては、令和元年10月、幼児教育・保育の無償化がはじまりました。さらに、本年4月から、高等教育の無償化、ひとり親家庭等の自立支援の一層の推進等も予定されるなど、子ども及び子育て家庭を取り巻く環境の変化は著しく、社会全体で不安感や負担感の軽減に努め、互いに支え合うことが求められています。

こうした状況や前計画の検証を踏まえ、今回の第2期本庄市子ども・子育て支援事業計画では、前計画の基本理念「安心して子どもを産み育てることができる支援体制づくり～子どもが 親が 地域が 支え合い とともに育つ本庄市～」を継承し、本市の子ども・子育て支援施策の方向性として新たに5つの基本目標を定めました。

社会の希望であり、未来の宝でもある子どもが輝く未来を見据えて、切れ目なく支援を行い、安心して産み育てることができるまちを目指して参りますので、市民の皆さまのより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました本庄市子ども・子育て会議委員の皆さま、アンケート調査にあたり、計画の基本となるご意見をいただきました市民の皆さま、ヒアリング等にご協力いただきました児童福祉関係事業者の皆さま並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

本庄市長 **吉田信解**

目次

第1章	計画の概要	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の法的位置づけ	2
第3節	計画の整合性	3
第4節	計画の期間	4
第5節	計画の対象	4
第6節	計画の策定体制	4
	(1) 本庄市子ども・子育て会議の設置	4
	(2) 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会の設置	4
	(3) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施	4
	(4) 子育て環境の向上に関する団体調査の実施	4
第2章	本庄市の子ども・子育て環境の状況	5
第1節	本市の姿	5
	(1) 人口構造	5
	(2) 子どもの人口	6
	(3) 出生の動向	7
	(4) 世帯の状況	7
	(5) 女性の労働力率	8
	(6) 婚姻の状況	9
	(7) 支援を必要とする人の状況	9
第2節	本庄市における子ども・子育て支援の状況	10
	(1) 保育所の設置状況・利用状況	10
	(2) 幼稚園の設置状況・利用状況	10
	(3) 認定こども園の設置状況・利用状況	11
	(4) 学童保育施設の設置状況・利用状況	11
	(5) 子ども食堂・学習支援の実施状況	11
第3章	アンケート調査からみた本庄市の現状	13
第1節	調査の概要	13
	(1) 調査の目的	13
	(2) 調査の実施概要	13
第2節	市民対象調査の結果（概要）	14
	(1) 就学前児童	14
	(2) 小学生児童	23
第3節	団体調査の結果（概要）	30
第4章	市全体で子ども・子育てを支えるための施策の推進（本庄市次世代育成支援行動計画）	32
第1節	計画の基本理念	32

第2節	基本目標	33
(1)	基本目標1 妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実する	33
(2)	基本目標2 一人ひとりの子どもの権利を守り、その健全な育成を図る	33
(3)	基本目標3 子どもの生きる力の向上を図る	34
(4)	基本目標4 子育てを支える地域の力の向上を図る	35
(5)	基本目標5 安心して子育てができる環境を整備する	35
第3節	施策体系	36
第4節	施策の展開	37
(1)	基本目標1 妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実する	37
(2)	基本目標2 一人ひとりの子どもの権利を守り、その健全な育成を図る	41
(3)	基本目標3 子どもの生きる力の向上を図る	48
(4)	基本目標4 子育てを支える地域の力の向上を図る	58
(5)	基本目標5 安心して子育てができる環境を整備する	64
第5章	地域子ども・子育て支援事業の展開（子ども・子育て支援事業計画）	70
第1節	乳幼児期の学校教育・保育の提供	70
(1)	区域の設定	70
(2)	児童数の推計	71
(3)	教育・保育の量の見込み	72
第2節	量の見込みと提供体制の確保	75
(1)	利用者支援事業	75
(2)	延長保育事業	75
(3)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	76
(4)	子育て短期支援事業（ショートステイ）	76
(5)	地域子育て支援拠点事業	76
(6)	一時預かり事業	77
(7)	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	78
(8)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	78
(9)	乳児家庭全戸訪問事業	79
(10)	養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業	79
(11)	妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）	79
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	80
(13)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	80
第3節	子ども・子育て支援事業の推進にあたって	81
(1)	認定こども園の普及	81
(2)	幼稚園及び保育所、小学校との連携	81
(3)	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	81
第6章	計画の推進に向けて	82
第1節	計画の推進体制	82
(1)	計画の周知	82
(2)	計画推進体制の連携強化	82
第2節	計画推進における役割分担	82

(1) 市の役割.....	82
(2) 家庭の役割.....	82
(3) 地域の役割.....	83
(4) 職場の役割.....	83
第3節 計画の進行管理	83
第7章 参考資料.....	84
(1) 認定区分と給付内容.....	84
(2) 計画の策定経緯	85
(3) 本庄市子ども・子育て会議条例.....	86
(4) 本庄市子ども・子育て会議委員名簿	88
(5) 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会設置規程	89
(6) 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会委員名簿	91
(7) 用語一覧（50音順）	92

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

我が国では、出生数や出生率の低下に伴う少子化が長きにわたって進行しており、平成27年の国勢調査では、初めて総人口の減少が確認されることとなりました。少子化に伴う人口減少は、今後もさらに加速しながら進行するものと見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所が公表する「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によると、2053年には1億人を割り込むものと見込まれています。

子どもや子育て世代の状況をみると、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の大きな変化が生じているため、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあり、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

こうした状況に対し、国は平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」。）を施行しました。市町村は新制度の実施主体としての役割を担うこととされており、①子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施、②質の確保された給付・事業の提供、③給付・事業の確実な利用の支援、④事業の費用・給付の支払い、⑤計画的な提供体制の確保・基盤整備といった権限と責務が与えられています。

本制度に基づいて、本市でも平成27年3月に「本庄市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「安心して子どもを産み育てることができる支援体制づくり ～子どもが親が地域が支え合いともに育つ本庄市～」を基本理念に、子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めてきました。

この計画は、現行の「本庄市子ども・子育て支援事業計画」がその計画期間を終了することを受けて、これまでの市の取り組みを振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援における本市のあり方を定めるため、策定するものです。

第2節 計画の法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づいて定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」は法律上任意の策定となりましたが、本計画は子ども・子育てに関する総合計画としての役割を有する計画であるとみなし、次世代育成支援対策の行動計画の内容を含む計画として策定します。

■子ども・子育て支援法（抜粋）■

(市町村子ども子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4～10 (略)

■次世代育成支援対策推進法（抜粋）■

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

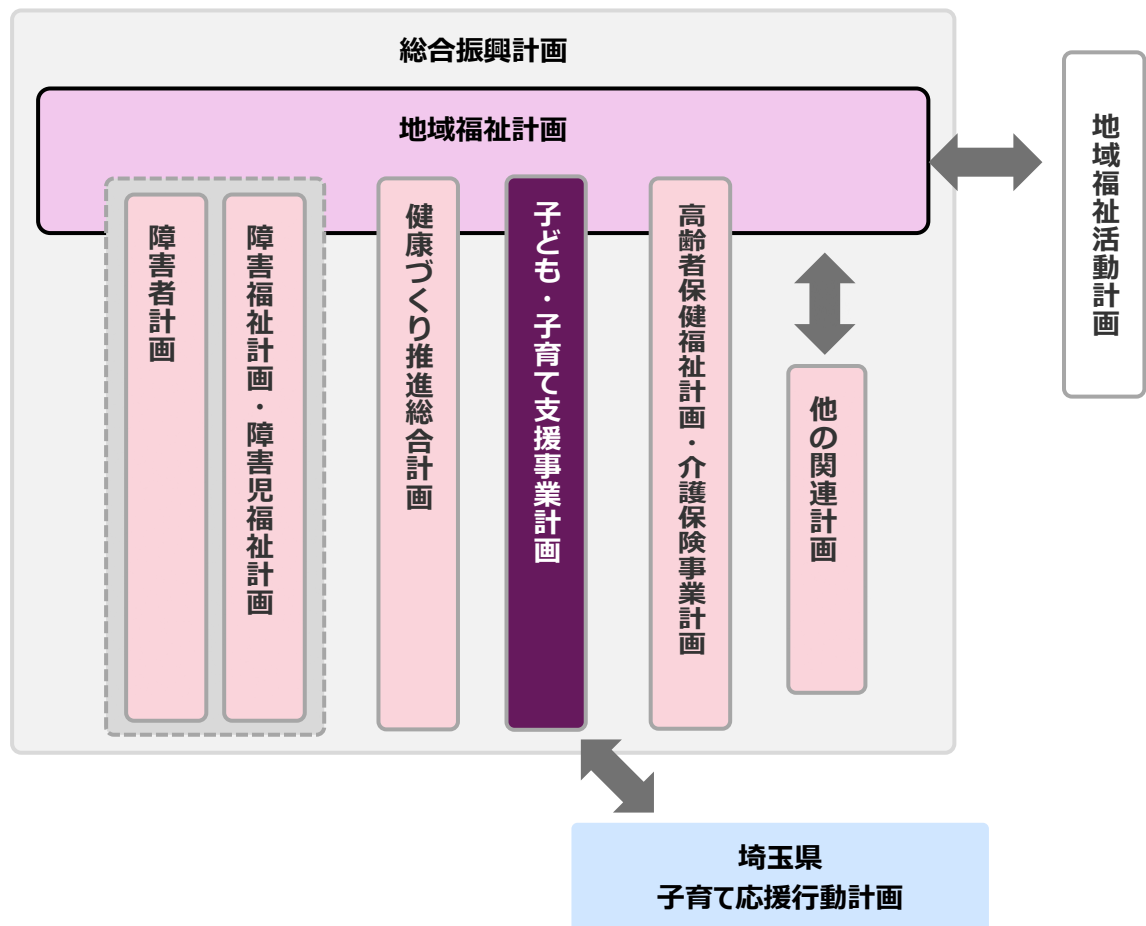
- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3～8 （略）

第3節 計画の整合性

本計画は、市の「本庄市総合振興計画」及び「本庄市地域福祉計画」等の関連する福祉計画との整合性を図りながら策定しています。また、県の「埼玉県子育て応援行動計画」との整合性を図っています。

■他計画との関係性■



第4節 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」で定められた5年間（令和2年度～令和6年度）とします。なお、時勢の変化等の必要に応じて、随時見直すものとします。

第5節 計画の対象

本計画は、本市に居住するすべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。なお、本計画における「子ども」とは、概ね18歳未満の市民を指しています。

第6節 計画の策定体制

（1）本庄市子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置するよう努めることとされており、本計画の策定経過においても、学識経験者、子育て支援事業従事者、PTA連合会、幼稚園保護者会、保育園保護者会、小学校校長会、医師会及び公募による市民等から構成された「本庄市子ども・子育て会議」において意見を聴取しています。

（2）本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会の設置

子育て支援課を中心に庁内の関係部局職員により構成された「本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会」において、計画策定に必要な事項に関して検討を行いました。

（3）子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施

本計画策定にあたり、子育ての状況や家庭における生活の状況、幼児期の教育・保育に対するニーズを把握するため、就学前児童及び小学校児童のいる世帯の中から無作為に抽出した世帯を対象に、「本庄市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

（4）子育て環境の向上に関する団体調査の実施

本計画策定にあたり、子どもやその保護者に接することの多い子育て支援団体や事業者等を対象に、日頃接している子どもや保護者の様子や地域・行政に求める役割などを把握するため、ヒアリングや「本庄市子育て環境の向上に関するアンケート」を実施しました。

第2章

本庄市の子ども・子育て環境の状況

第2章 本庄市の子ども・子育て環境の状況

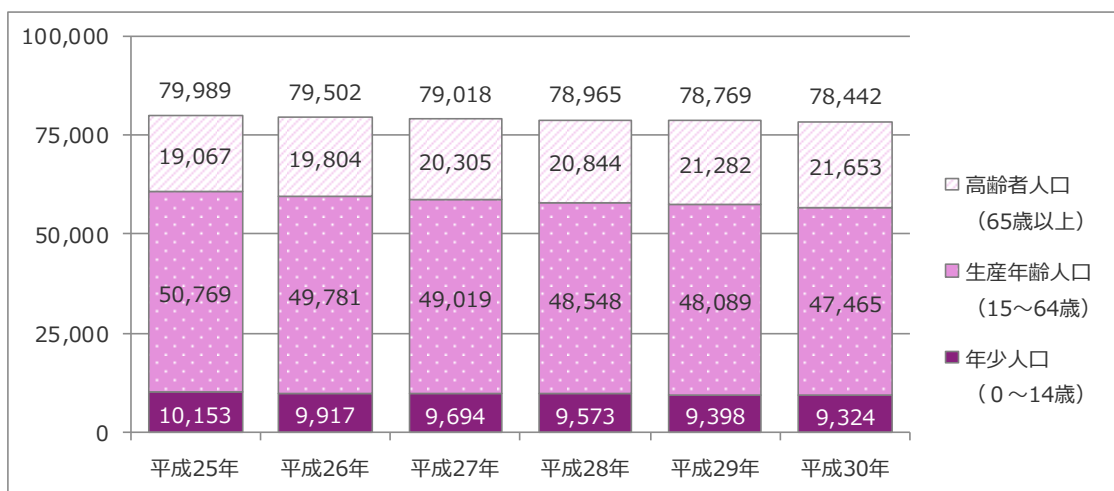
第1節 本市の姿

(1) 人口構造

平成25年から平成30年までの人口の推移をみると、総人口は微減で推移しています。年少人口についてみると、平成26年には1万人を割り込み、現在も減少傾向が続いていることがわかります。

■年齢3区分別人口の推移■

単位：人

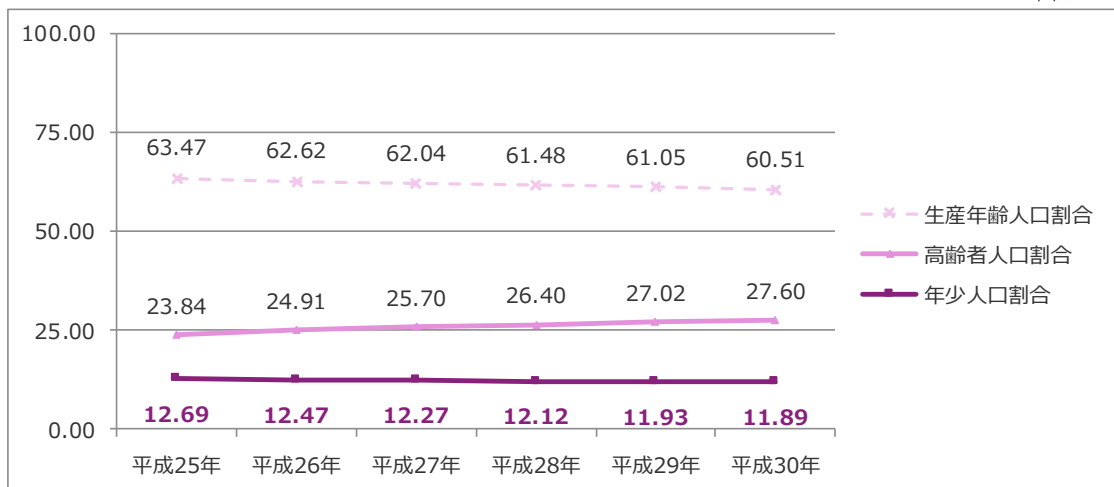


資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

年齢3区分別人口割合で見ると、少子化に伴って年少人口割合はわずかに低下傾向がみられます。

■年齢3区分別人口割合の推移■

単位：%

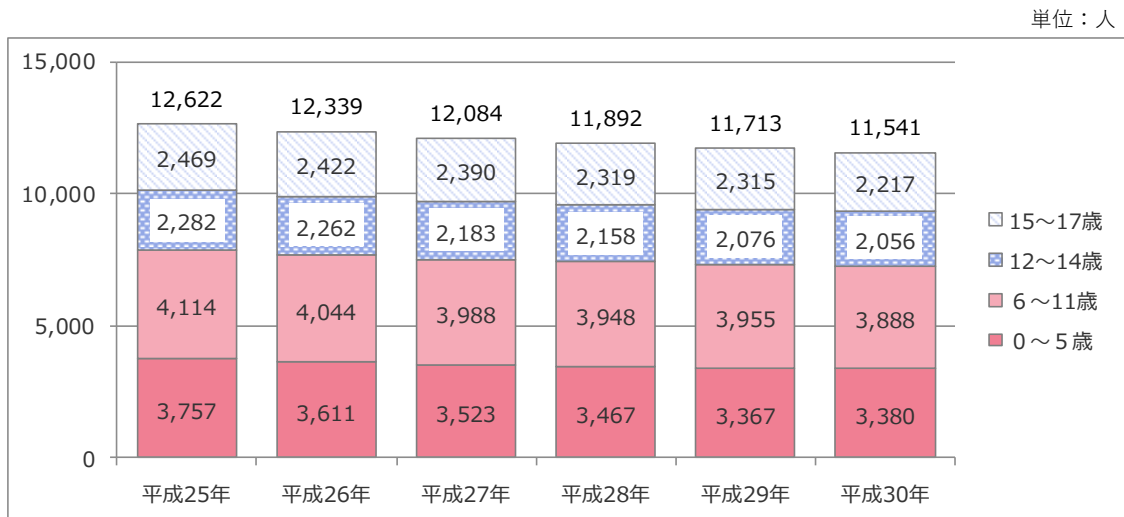


資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

(2) 子どもの人口

子ども（18歳未満）の人口についてみると、どの年齢層でも減少傾向が続いています。

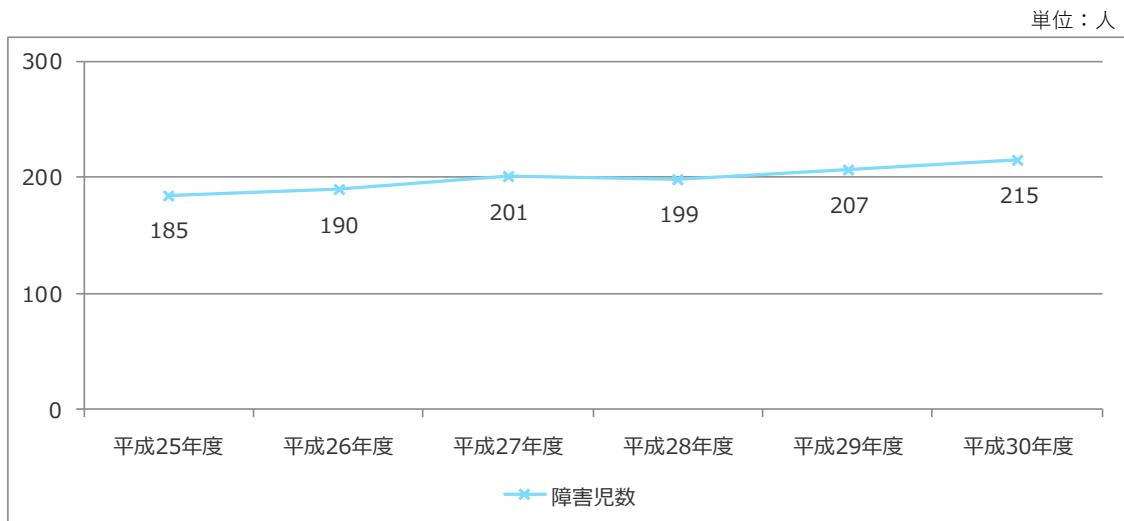
■子ども人口の推移■



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

障害のある子ども（障害児）についてみると、やや増加傾向にあることがわかります。

■障害児数の推移■

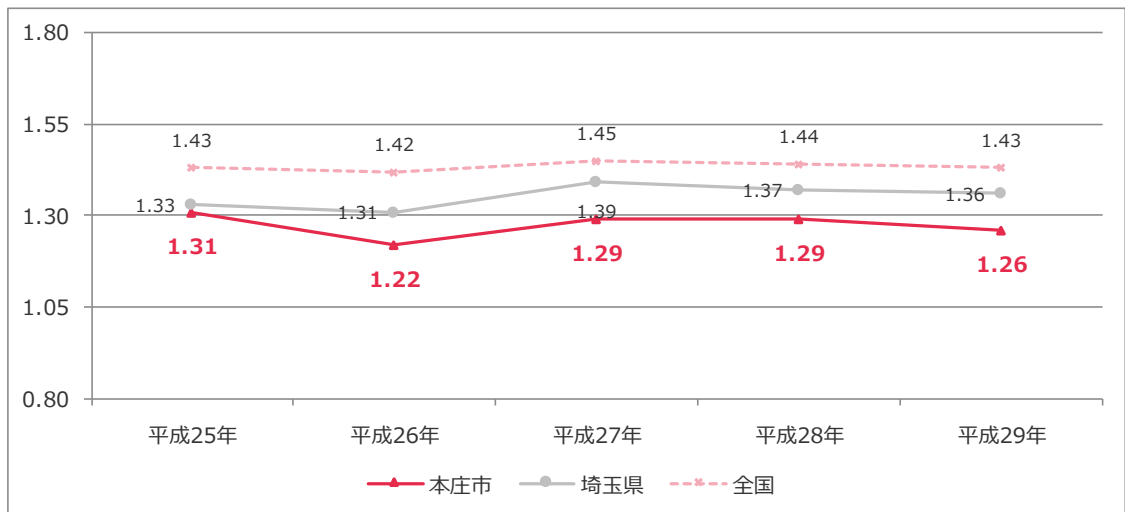


資料：障害福祉課（各年度末）

(3) 出生の動向

近年の合計特殊出生率をみると、概ね 1.25 程度となっており、全国、埼玉県の数よりも低い水準で推移しています。国立社会保障・人口問題研究所が公表している「人口統計資料集（2019年版）」によれば、人口を維持するために必要な合計特殊出生率（人口置換水準）は 2.06 となっており、自然減は今後も長期的に続くことが想定されます。

■ 合計特殊出生率の推移 ■



資料：「埼玉県の人口動態概況」（全国及び埼玉県の値のみ。）

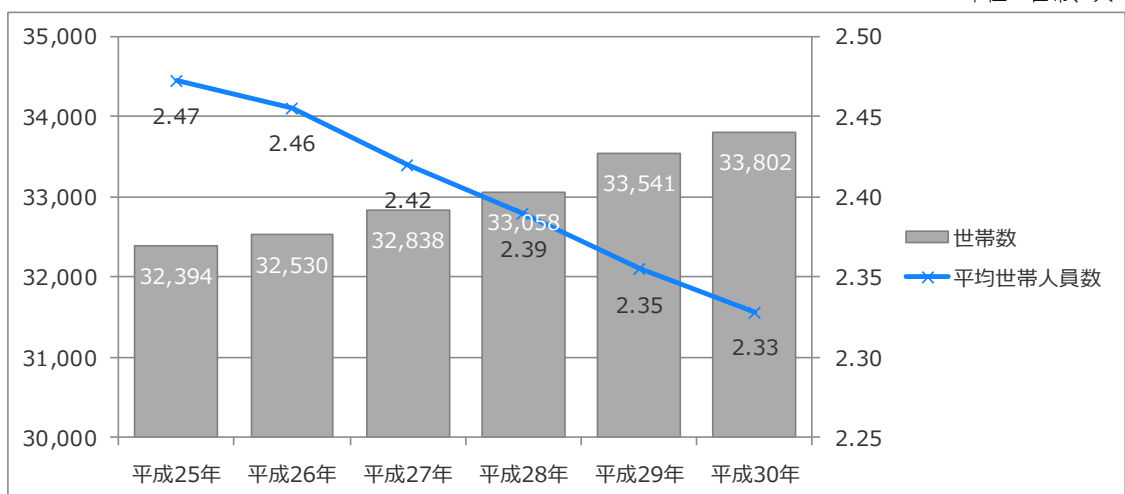
本庄市は、市で独自に算出した値を掲載。（母親の年齢別出生数は厚生労働省「人口動態統計」、女性人口は住民基本台帳人口（15歳から49歳まで、各年1月1日）より算出。）

(4) 世帯の状況

本市の世帯数と平均世帯人員数の推移をみると、世帯数は一貫して上昇傾向にあるのに対し、総人口の減少が続いているため、平均世帯人員数は低下傾向にあります。

■ 世帯数と平均世帯人員数の推移 ■

単位：世帯、人



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日）

世帯類型でみると、一般世帯数は3万世帯前後で推移していますが、「うち男親と子どもからなる世帯」と「うち女親と子どもからなる世帯」が増加傾向にあり、ひとり親世帯が増加していることがわかります。子どもとその保護者を社会全体で支える仕組みの重要性が高まっていることがうかがえます。

■世帯類型別世帯数の推移■

単位：世帯

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数	29,197	32,161	30,943
うち核家族世帯	17,496	17,533	17,773
うち夫婦のみの世帯	5,225	5,526	5,857
うち夫婦と子どもからなる世帯	9,551	9,082	8,868
うち男親と子どもからなる世帯	452	470	504
うち女親と子どもからなる世帯	2,268	2,455	2,544

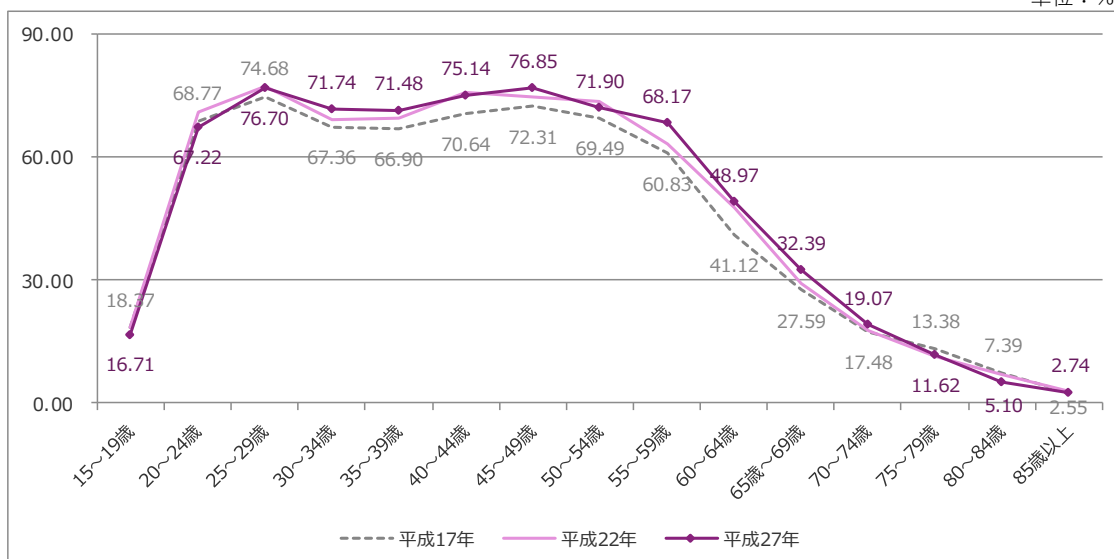
資料：国勢調査

(5) 女性の労働力率

本市の女性の労働力率をみると、平成 27 年は、10 年前と比較して全体的に上昇傾向にあります。30 代で労働力率が低下する「M字カーブ」現象は続いていることがわかります。

■女性の労働力率の推移■

単位：%



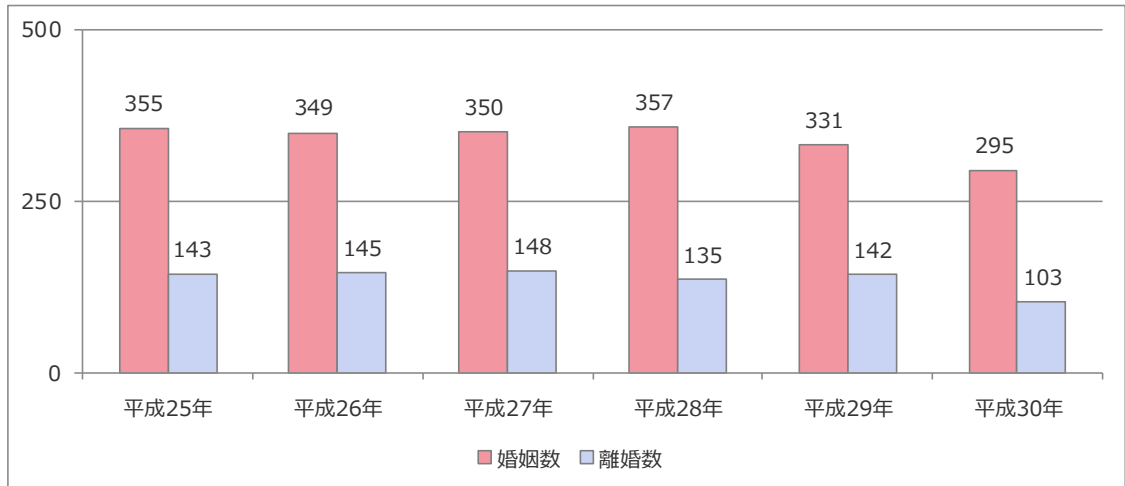
資料：国勢調査

(6) 婚姻の状況

近年の婚姻数をみると、300件から350件程度で推移しています。また、離婚数については、140件前後で推移しています。

■婚姻数・離婚数の推移■

単位：件



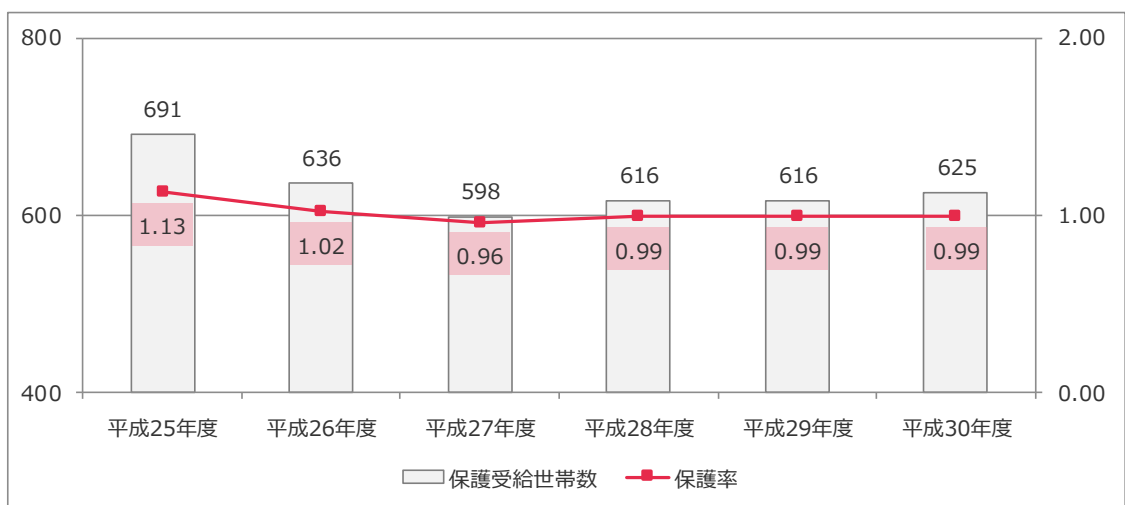
資料：「埼玉県の人口動態概況」（平成30年は概数。）

(7) 支援を必要とする人の状況

生活保護世帯数の推移をみると、平成25年度は700世帯弱となっていましたが、平成27年度以降は600世帯前後で推移しています。また、保護率でも、平成27年度以降は1%未満となっています。

■保護受給世帯数と保護率の推移■

単位：世帯、%



資料：生活自立支援課

第2節 本庄市における子ども・子育て支援の状況

(1) 保育所の設置状況・利用状況

市内に設置されている保育所は、公立、私立を合わせて現在 19 園となっています。在籍児童数が定員数を上回る状態が続いていますが、待機児童はこの 6 年間で発生していません。

■保育所の設置状況・利用状況■

単位：園、人、%

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
公立保育所	5	4	3	3	2	2
私立保育園	16	17	18	18	17	17
計	21	21	21	21	19	19
定員数	1,930	1,925	1,946	1,946	1,796	1,796
在籍児童数	2,033	2,027	2,022	2,065	1,981	1,969
入所率	105.34	105.30	103.91	106.12	110.30	109.63
待機児童数	0	0	0	0	0	0

資料：保育課（各年 10 月 1 日）

(2) 幼稚園の設置状況・利用状況

市内に設置されている幼稚園は、私立幼稚園のみで、現在 6 園となっています。平成 30 年度には設置数は 6 園、定員数は 880 人となっています。

■幼稚園の設置状況・利用状況■

単位：園、人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
公立幼稚園	0	0	0	0	0	0
私立幼稚園	8	8	7	7	6	6
定員数	1,070	1,070	1,070	1,040	880	880
在籍児童数	800	818	631	596	482	466

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日）

(3) 認定こども園の設置状況・利用状況

「認定こども園」とは、幼稚園の機能と保育所の機能を併せ持つ施設です。本市に設置されている認定こども園は私立のみで、平成 29 年度から 2 園が設置されています。

■認定こども園の設置状況・利用状況■

単位：園、人

	平成 28 年度以前	平成 29 年度	平成 30 年度
認定こども園設置数	0	2	2
定員数（2号・3号）	0	107	107
在籍児童数（2号・3号）	0	128	130
定員数（1号）	0	83	83
在籍児童数（1号）	0	61	61

資料：保育課（各年 10 月 1 日）

(4) 学童保育施設の設置状況・利用状況

学童保育施設の設置数は、平成 25 年度より増加しており、公立・私立を合わせて現在は 23 箇所設置されています。登録児童数も増加傾向にあり、現在は 1,000 名程度が登録しています。

■学童保育施設の設置状況・利用状況■

単位：箇所、人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置数	18	19	22	23	23	23
定員数	751	796	897	937	982	914
登録児童数	786	806	857	968	1,000	988

資料：子育て支援課（各年 4 月 1 日）

(5) 子ども食堂・学習支援の実施状況

市内では現在、子ども食堂が 1 箇所、学習支援が 3 箇所で開催されています。

■子ども食堂・学習支援の実施状況■

単位：箇所

	平成 26 年度以前	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子ども食堂 実施箇所数	0	0	1	1	1
学習支援 実施箇所数	0	2	2	2	3

資料：子育て支援課・生活自立支援課（各年 4 月 1 日）

🗨️ 子ども食堂

- 地域住民や自治体が主体となり、無料または低額で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場を指します。近年は子どもに加えて地域の大人や高齢者なども対象者に含まれるケースもあり、地域住民の集いの場としての役割も期待されています。
- 本市では、平成 28 年から「どんぐり子ども食堂」、令和元年から「子ども食堂よってんべえ」、計 2 箇所が運営されています。



🗨️ 学習支援

- 子どもの将来を見据え、進学等に向けた学習支援だけでなく、子どもと保護者の双方に、日々の居場所づくりや生活習慣の改善、就労を含めた進路相談などを行う取り組みです。
- 本市では、生活困窮者自立支援制度に基づく「子どもの学習・生活支援事業」を実施しています。



第3章

アンケート調査からみた本庄市の現状

第3章 アンケート調査からみた本庄市の現状

第1節 調査の概要

(1) 調査の目的

本計画を策定するにあたって、「本庄市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。この調査は、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本市における子育て環境の変化や、市民が求める取り組み等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的とするものです。

また、市内で活動する子育て支援団体・事業者等を対象とする「本庄市子育て環境の向上に関するアンケート（団体調査）」も実施しています。「第2期本庄市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）策定のための基礎資料として、子どもやその保護者に接することの多い関係団体や機関を対象に、日頃接している子どもや保護者の様子や地域・行政に求める役割などを把握することを目的とするものです。

なお、調査結果に示されている比率は、すべて百分率（％）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。したがって合計が100％を上下する場合があります。

(2) 調査の実施概要

調査対象と調査方法、回収結果については以下に示すとおり。

■市民を対象とする調査の実施概要■

調査種別	就学前児童	小学生	団体
調査対象	市内に居住する 就学前児童のいる世帯	市内に居住する 小学生のいる世帯	市内で活動する子育て支援団体・事業者等
抽出法	無作為抽出	無作為抽出	—
調査方法	郵送法	郵送法	メール／郵送／手渡しによる配付・回収
調査時期	平成31年2月	平成31年2月	平成31年2月
調査地域	本庄市全域	本庄市全域	本庄市全域
配布数	1,300票	1,200票	80票
有効回収数	713票	680票	61票
有効回収率	54.8%	56.7%	76.3%

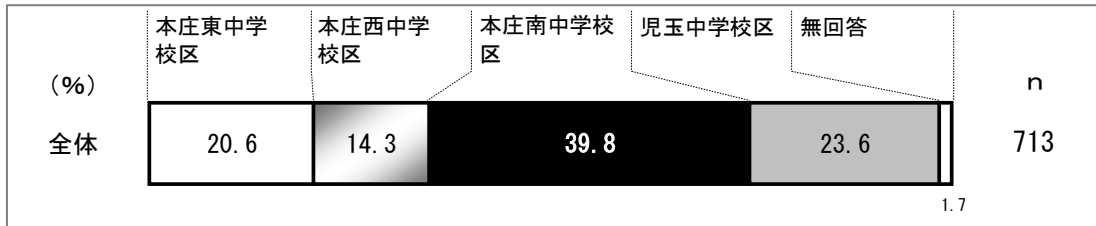
第2節 市民対象調査の結果（概要）

（1）就学前児童

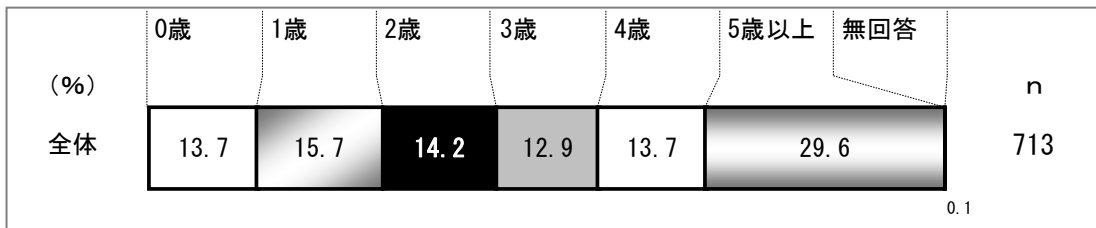
1. 回答者の属性

回答者の主な属性は以下のとおり。「本庄南中学校区」に居住する回答者が多くなっています。

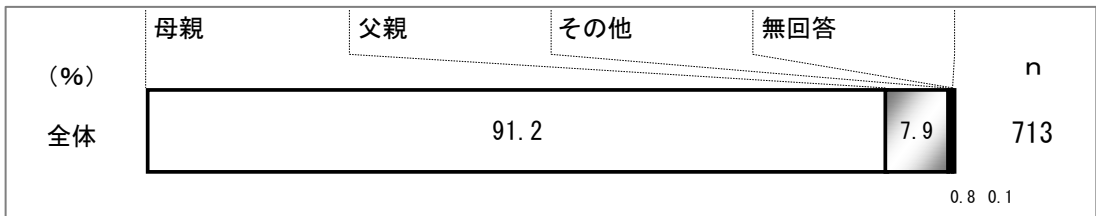
■回答者の居住地区（中学校区）■



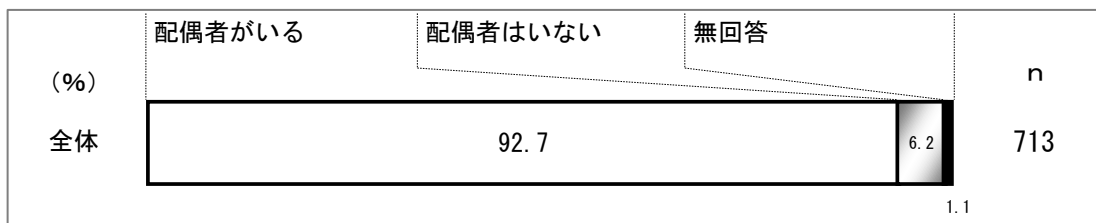
■調査対象者の年齢■



■調査対象者からみた回答者との関係■



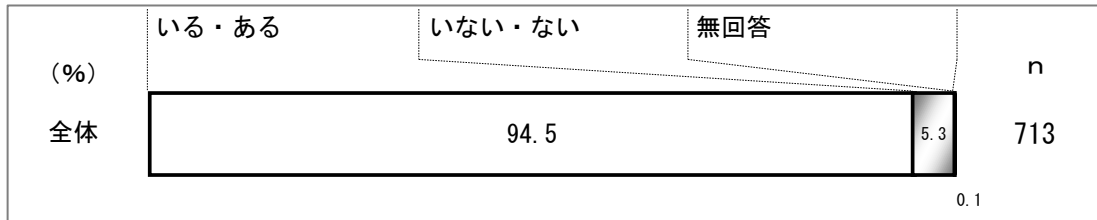
■回答者の配偶関係■



2. 子育てに関する相談先の有無

子育てに関する相談先があるかたずねたところ、「いる・ある」が9割強を占めている一方で、5%程度の人が「いない・ない」と回答しています。

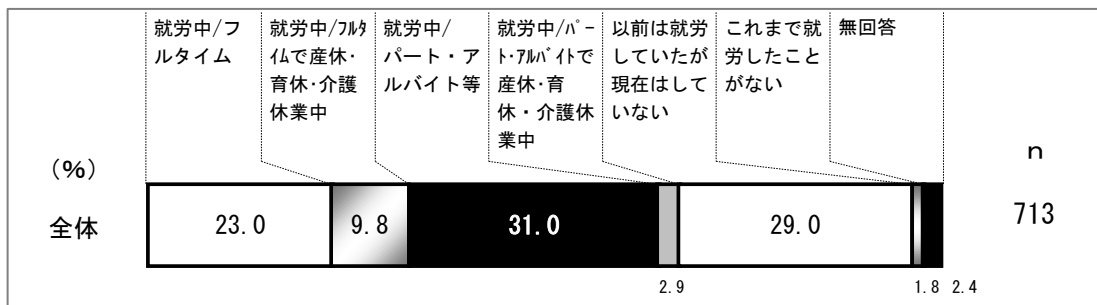
■子育てに関する相談先の有無■



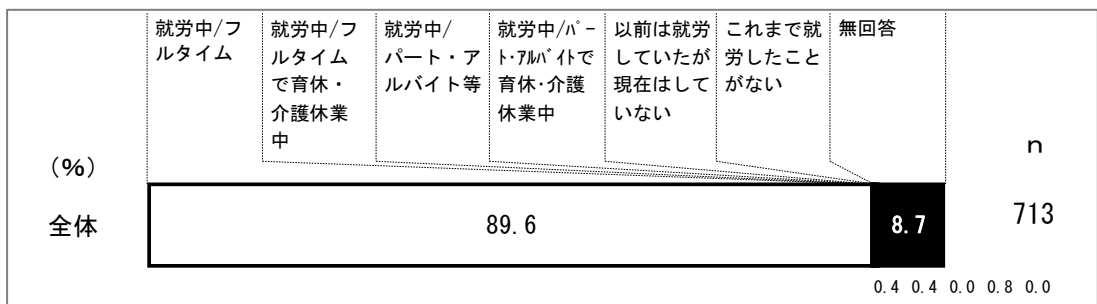
3. 保護者の就労状況

母親の就労状況については、「就労中/パート・アルバイト等」が3割強、「就労中/フルタイム」が2割強を占めています。

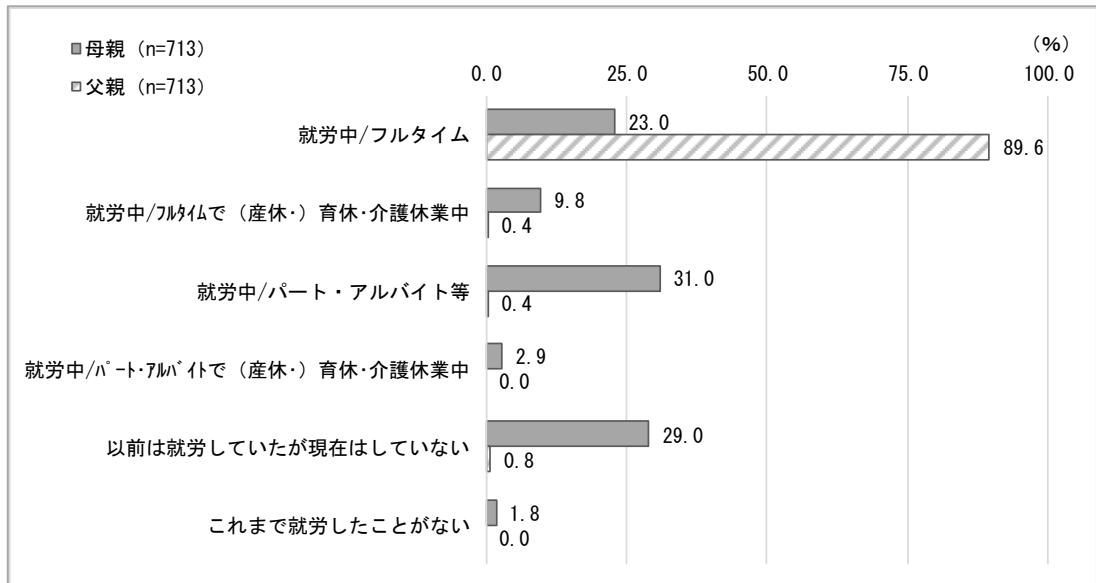
■母親の就労状況■



■父親の就労状況■



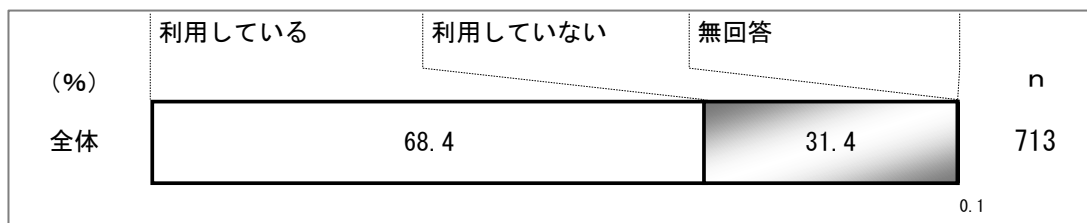
■保護者の就労状況■



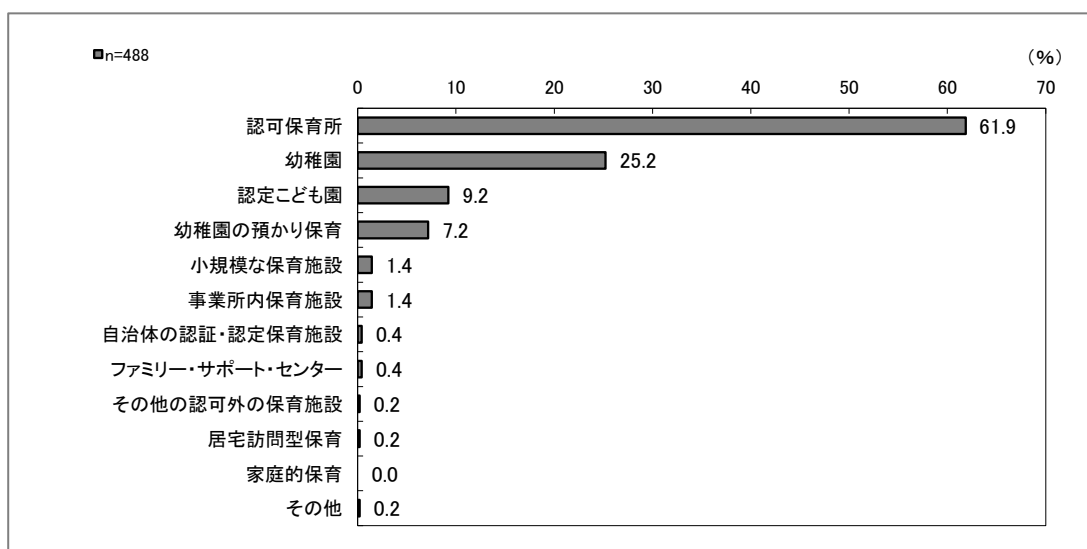
4. 定期的な教育・保育事業の利用

定期的な教育・保育事業の利用については、「利用している」が7割弱を占めています。

■定期的な教育・保育事業を利用しているか■

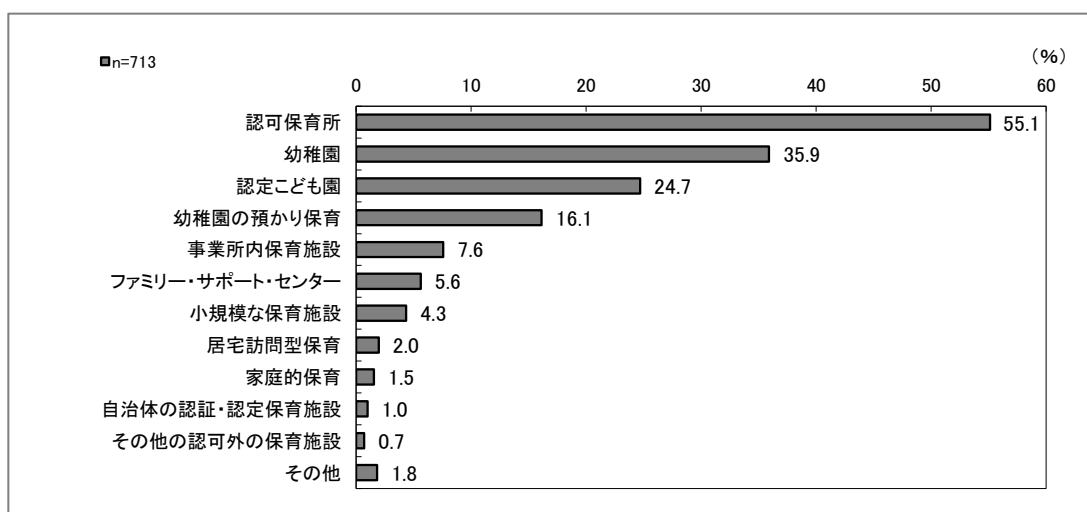


■定期的にご利用している事業（全体／複数回答）■



定期的にご利用したい事業についてたずねたところ、「認可保育所」が最も多く、次いで「幼稚園」、「認定こども園」などとなっています。

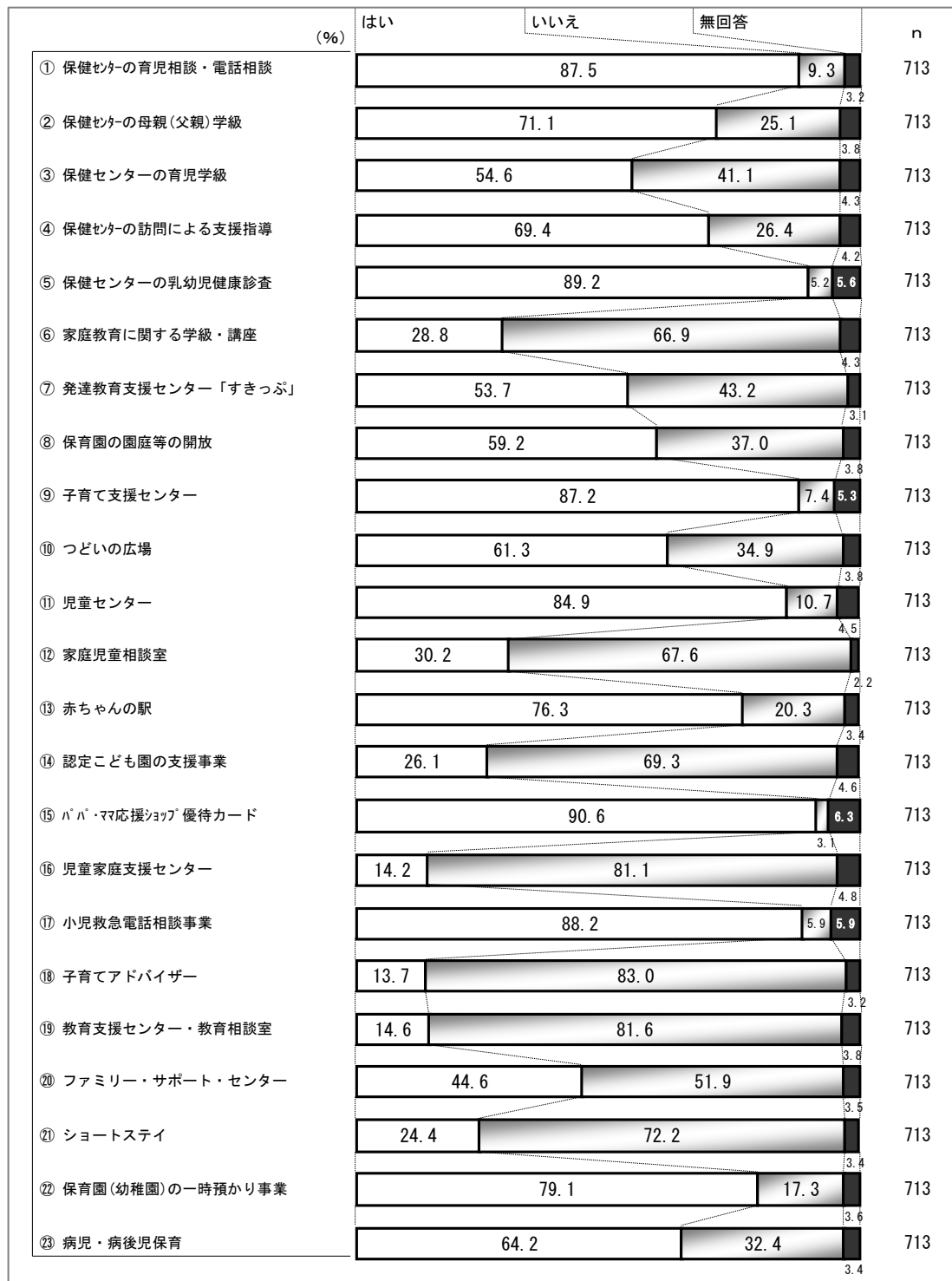
■定期的にご利用したい事業（全体／複数回答）■



5. 子育て支援サービスの認知度・今後の利用希望

子育て支援サービスの認知度についてたずねたところ、「⑮パパ・ママ応援ショップ優待カード」(90.6%)、「⑤保健センターの乳幼児健康診査」(89.2%)、「⑰小児救急電話相談事業」(88.2%)、「①保健センターの育児相談・電話相談」(87.5%)、「⑨子育て支援センター」(87.2%) などでは「はい」(知っている)が8割以上を占めています。

■子育て支援サービスの認知度■



子育て支援サービスの今後の利用希望についてたずねたところ、「はい」(利用したい)の割合が比較的高いのは、「⑮パパ・ママ応援ショップ優待カード」(86.8%)、「⑰小児救急電話相談事業」(79.9%)、「⑤保健センターの乳幼児健康診査」(67.5%)、「⑪児童センター」(64.5%) などとなっています。

■子育て支援サービスの今後の利用希望■

	(%)			n
	はい	いいえ	無回答	
① 保健センターの育児相談・電話相談	51.6	38.7	9.7	713
② 保健センターの母親(父親)学級	30.4	57.9	11.6	713
③ 保健センターの育児学級	35.1	53.0	11.9	713
④ 保健センターの訪問による支援指導	31.8	56.4	11.8	713
⑤ 保健センターの乳幼児健康診査	67.5	20.3	12.2	713
⑥ 家庭教育に関する学級・講座	37.9	49.8	12.3	713
⑦ 発達教育支援センター「すきつづ」	27.1	61.0	11.9	713
⑧ 保育園の園庭等の開放	47.3	42.2	10.5	713
⑨ 子育て支援センター	49.6	38.6	11.8	713
⑩ つどいの広場	40.4	47.7	11.9	713
⑪ 児童センター	64.5	25.5	10.0	713
⑫ 家庭児童相談室	28.3	60.7	10.9	713
⑬ 赤ちゃんの駅	51.3	38.4	10.2	713
⑭ 認定こども園の支援事業	30.2	55.8	14.0	713
⑮ パパ・ママ応援ショップ優待カード	86.8		10.9	713
⑯ 児童家庭支援センター	25.7	60.0	14.3	713
⑰ 小児救急電話相談事業	79.9		9.4	713
⑱ 子育てアドバイザー	40.8	48.2	10.9	713
⑲ 教育支援センター・教育相談室	37.3	51.1	11.6	713
⑳ ファミリー・サポート・センター	35.3	53.4	11.2	713
㉑ ショートステイ	24.0	65.2	10.8	713
㉒ 保育園(幼稚園)の一時預かり事業	47.4	42.4	10.2	713
㉓ 病児・病後児保育	50.1	40.1	9.8	713

6. 放課後の時間の過ごし方

低学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所については、「放課後児童クラブ」が最も多く、次いで「自宅」、「習い事」の順になっています。居住地区別にみると、「本庄南中学校区」以外では「自宅」が第1位となっています。

■低学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所■

(全体・居住地区－上位第3位／複数回答)

(単位：%)

		第1位	第2位	第3位
全体		放課後児童クラブ 48.3	自宅 46.9	習い事 38.4
居住地区	本庄東 中学校区	自宅 52.2	放課後児童クラブ 50.0	習い事 32.6
	本庄西 中学校区	自宅 53.3	放課後児童クラブ 50.0	習い事 46.7
	本庄南 中学校区	放課後児童クラブ 48.8	自宅／習い事 41.9	
	児玉 中学校区	自宅／放課後児童クラブ 45.8		習い事 33.3

高学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所については、「自宅」が第1位となっており、次いで「習い事」、「放課後児童クラブ」の順になっています。放課後児童クラブのニーズは高学年時よりも低学年時の方が高いことがうかがえます。

■高学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所■

(全体・居住地区－上位第3位／複数回答)

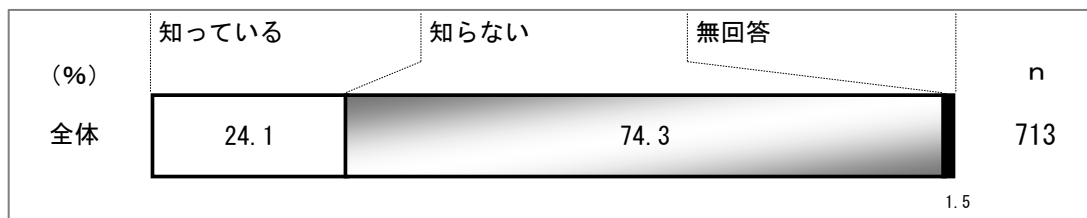
(単位：%)

		第1位	第2位	第3位
全体		自宅 62.6	習い事 53.6	放課後児童クラブ 28.4
居住地区	本庄東 中学校区	自宅 65.2	習い事 52.2	放課後児童クラブ 28.3
	本庄西 中学校区	自宅 70.0	習い事 60.0	放課後児童クラブ 30.0
	本庄南 中学校区	習い事 59.3	自宅 57.0	放課後児童クラブ 31.4
	児玉 中学校区	自宅 64.6	習い事 41.7	放課後児童クラブ 22.9

7. 子育て世代包括支援について

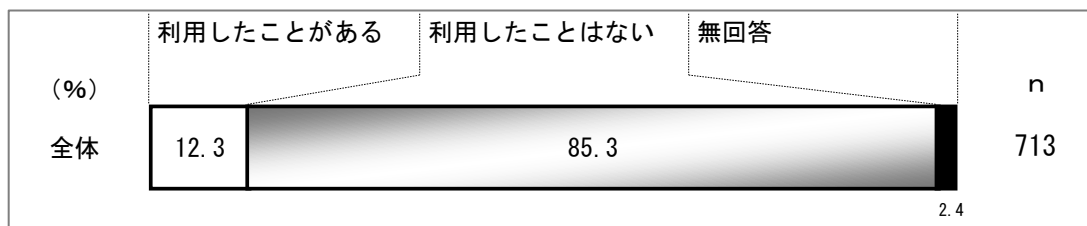
市が進めている子育て世代包括支援の取り組みを知っているかたずねたところ、「知らない」が7割強を占めており、認知度の向上に向けた取り組みの必要性が高いことがうかがえます。

■子育て世代包括支援の取り組みを知っているか■



子育て世代包括支援センターを利用したことがあるかたずねたところ、「利用したことはない」が9割弱を占めており、「利用したことがある」は1割強にとどまっています。

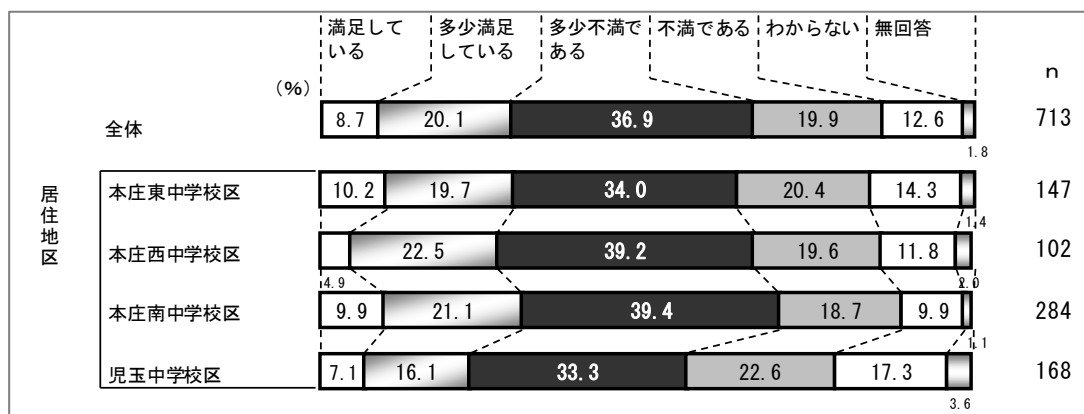
■子育て世代包括支援センターを利用したことがあるか■



8. 本庄市の公園について

市内の公園に満足しているかたずねたところ、「満足している」(8.7%)と「多少満足している」(20.1%)を合わせた“満足している”は28.8%、「多少不満である」(36.9%)、「不満である」(19.9%)を合わせた“不満である”は56.8%となっており、“不満である”が“満足している”を大きく上回っています。

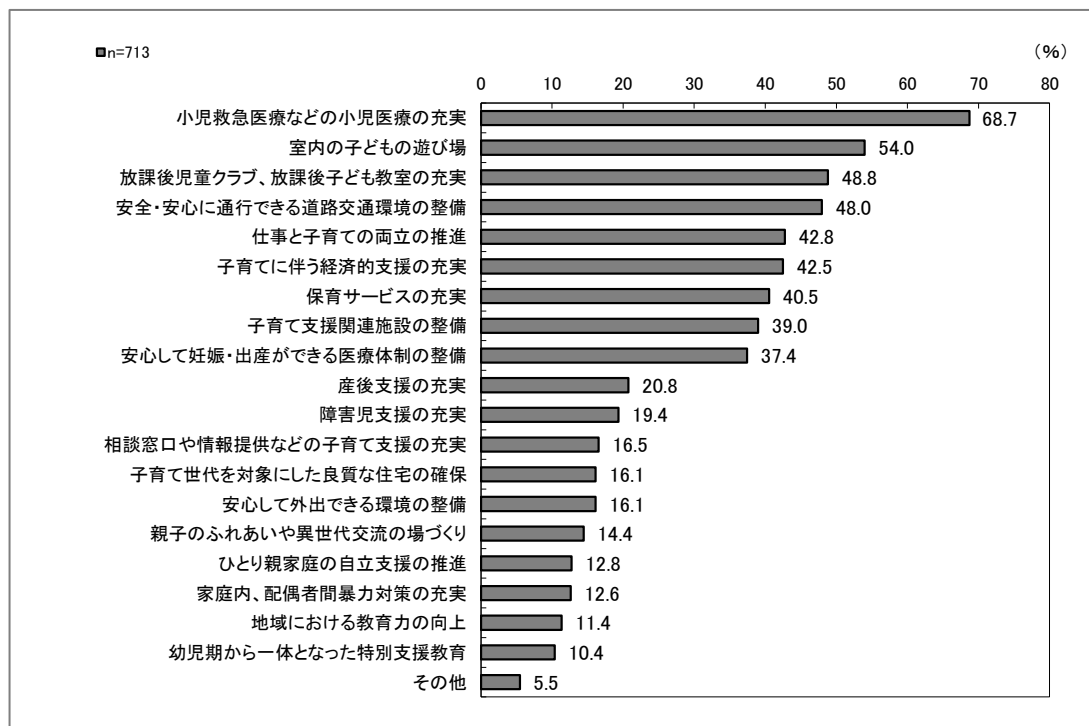
■市内の公園に満足しているか■



9. 市が重点的に取り組む必要性の高い施策

市が重点的に取り組む必要性の高い施策については、「小児救急医療などの小児医療の充実」が最も多く、次いで「室内の子どもの遊び場」や「放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実」などとなっています。

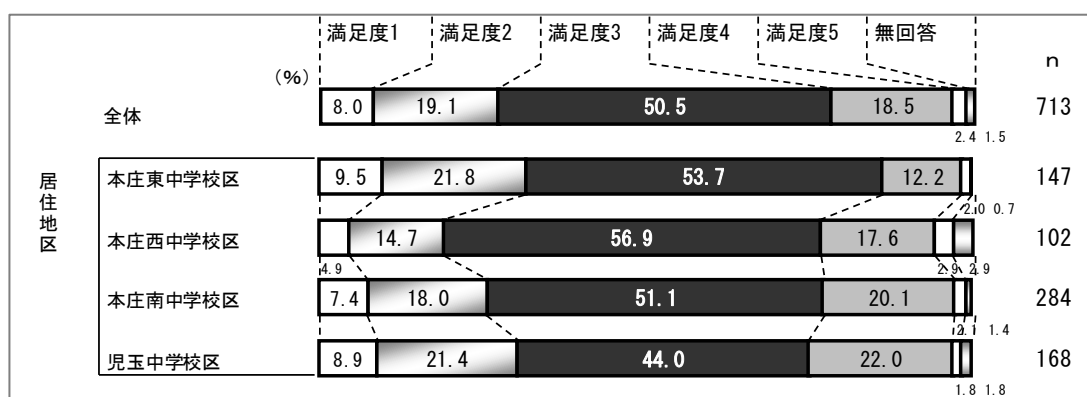
■市が重点的に取り組む必要性が高い施策（全体／複数回答）■



10. 居住地域における子育て環境や支援への満足度

居住地域における子育て環境や支援への満足度についてたずねたところ、中間値である「満足度3」が50.5%となっています。中間値よりも高い「満足度4」は18.5%、「満足度5」は2.4%となっており、これらを合わせた“満足”は20.9%となっています。一方で、「満足度1」は8.0%、「満足度2」は19.1%となっており、これらを合わせた“不満”は27.1%となっています。

■居住地域における子育て環境や支援への満足度■

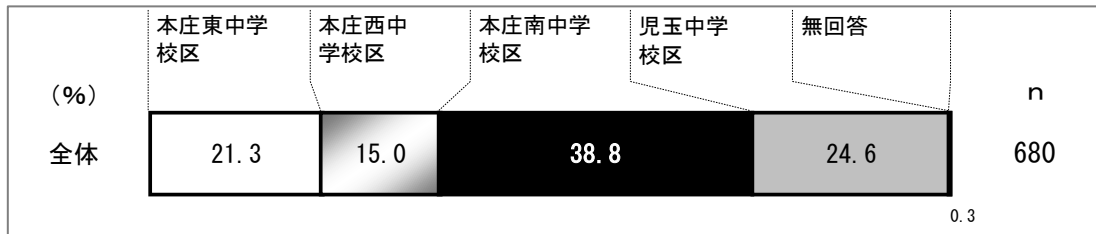


(2) 小学生児童

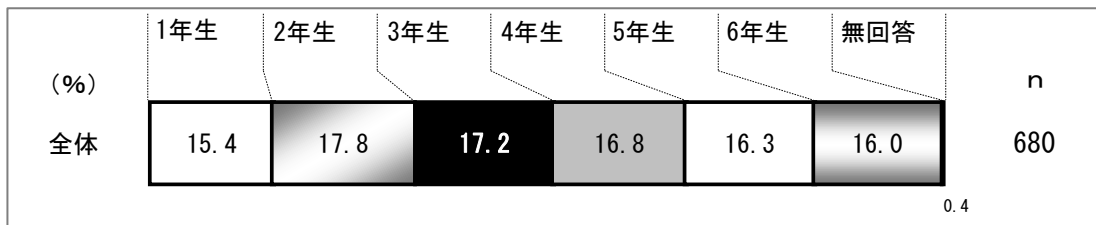
1. 回答者の属性

回答者の主な属性は以下のとおり。「本庄南中学校区」に居住する回答者が多くなっています。

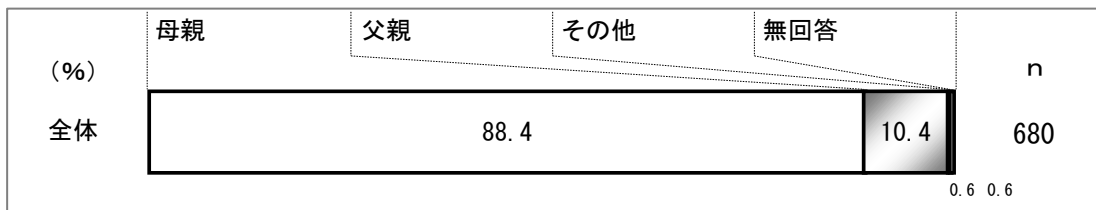
■回答者の居住地区（中学校区）■



■調査対象者の学年■



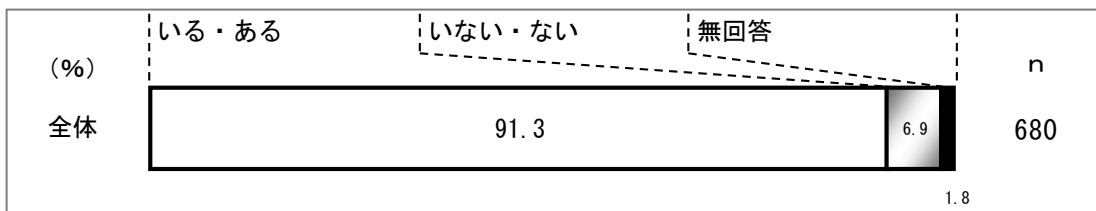
■調査対象者からみた回答者との関係■



2. 子育てに関する相談先の有無

子育てに関する相談先があるかたずねたところ、「いる・ある」が9割以上を占めていますが、7%程度が「いない・ない」と回答しています。

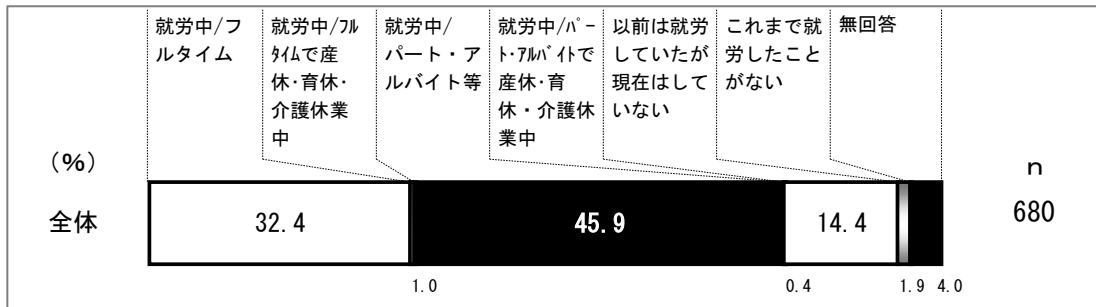
■子育てに関する相談先の有無■



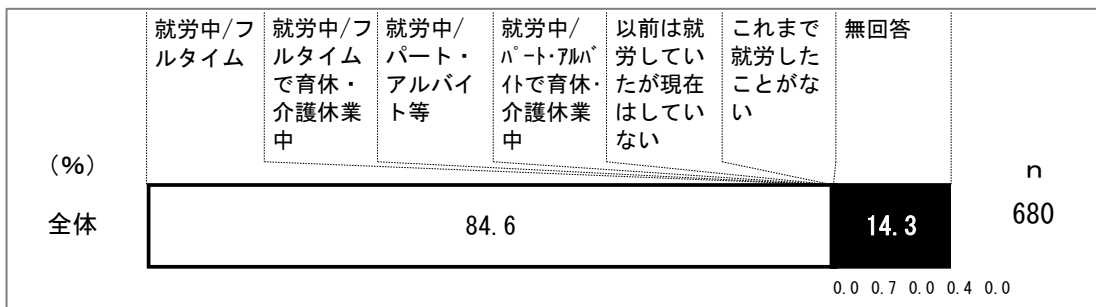
3. 保護者の就労状況

母親の就労状況については、「就労中/パート・アルバイト等」が5割弱、「就労中/フルタイム」が3割強を占めており、就学前児童と比べて就労している母親の割合が高くなっています。

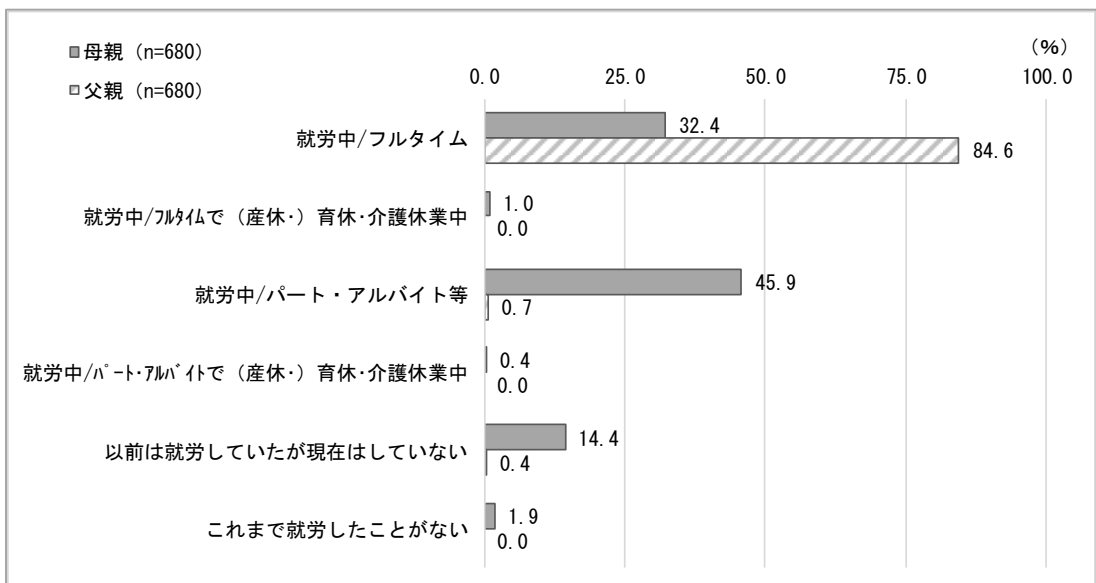
■母親の就労状況■



■父親の就労状況■



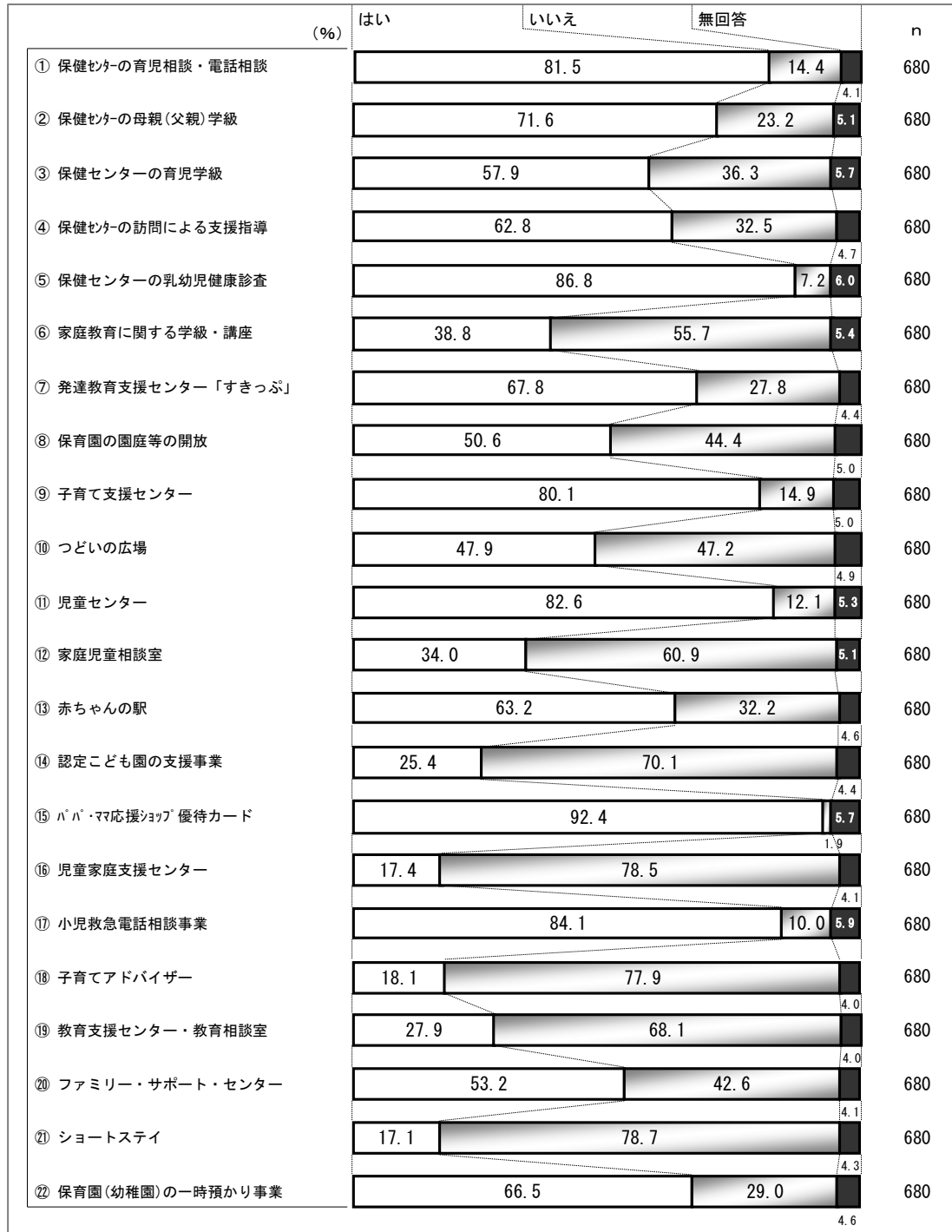
■保護者の就労状況■



4. 子育て支援サービスの認知度・今後の利用希望

子育て支援サービスの認知度についてたずねたところ、「⑮パパ・ママ応援ショップ優待カード」(92.4%)、「⑤保健センターの乳幼児健康診査」(86.8%)、「⑰小児救急電話相談事業」(84.1%) などでは、「はい」(知っている)の割合が8割以上となっています。

■子育て支援サービスの認知度■



利用したいと思うサービスについてたずねたところ、「⑧パパ・ママ応援ショップカード」では「利用したい」が94.6%、「⑩小児救急電話相談事業」では「利用したい」が79.6%と、他の項目に比べて利用意向が高くなっています。

■子育て支援サービスの今後の利用希望■

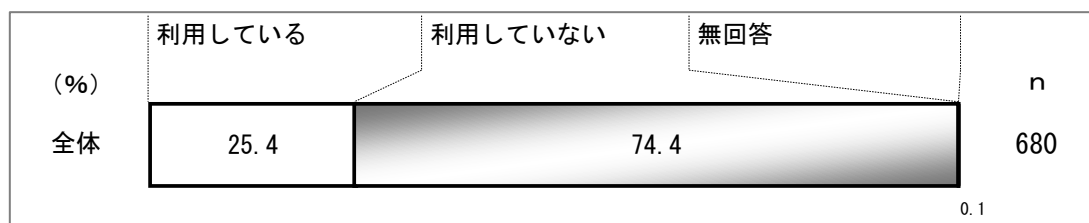
(%)	利用したい	利用しない	無回答	n
① 保健センターの育児相談・電話相談	33.8	62.5	3.7	680
② 家庭教育に関する学級・講座	28.8	67.1	4.1	680
③ 発達教育支援センター「すきっぷ」	23.4	73.1	3.5	680
④ 子育て支援センター	26.9	69.6	3.5	680
⑤ つどいの広場	17.1	79.0	4.0	680
⑥ 児童センター	47.5	49.4	3.1	680
⑦ 家庭児童相談室	23.4	71.5	5.1	680
⑧ パパ・ママ応援ショップカード	94.6		3.8	680
⑨ 児童家庭支援センター	22.1	73.8	4.1	680
⑩ 小児救急電話相談事業	79.6	17.9	2.5	680
⑪ 子育てアドバイザー	23.7	72.9	3.4	680
⑫ 教育支援センター・教育相談室	28.2	67.9	3.8	680
⑬ ショートステイ	12.5	83.7	3.8	680

5. 放課後の時間の過ごし方

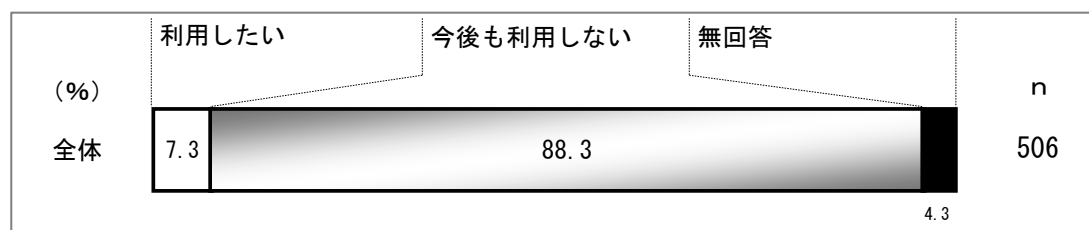
放課後児童クラブ（学童保育）を利用しているかたずねたところ、「利用していない」が7割強、「利用している」が3割弱となっています。

また、「利用していない」と回答した人（506名）に対し、今後放課後児童クラブ（学童保育）を利用したいかたずねたところ、「今後も利用しない」が9割弱となっており、「利用したい」は1割未満となっています。

■放課後児童クラブ（学童保育）を利用しているか■



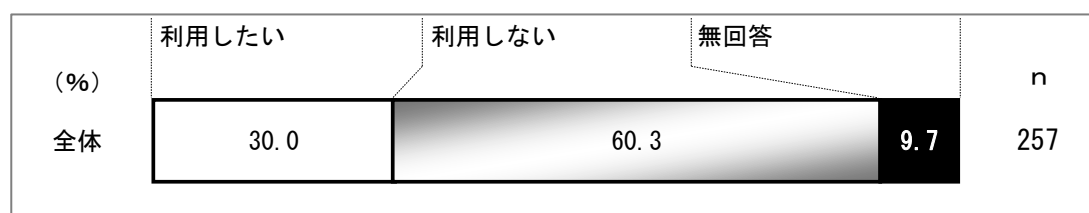
■今後放課後児童クラブ（学童保育）を利用したいか■



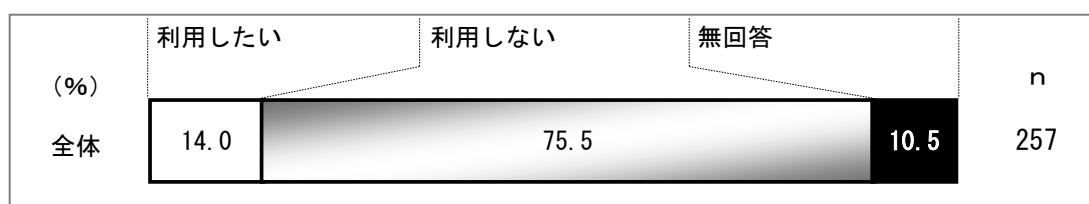
また、土曜日の放課後児童クラブの利用希望についてたずねたところ、「利用しない」は6割強、「利用したい」は3割となっています。

日曜日・祝日の利用希望については、「利用しない」が8割弱を占めており、「利用したい」は1割台半ばとなっています。

■土曜日の放課後児童クラブの利用希望■

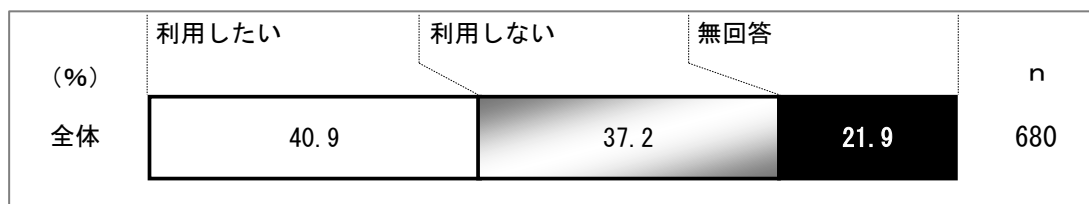


■日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望■



長期休暇期間中については、「利用したい」が4割強、「利用しない」が4割弱となっています。

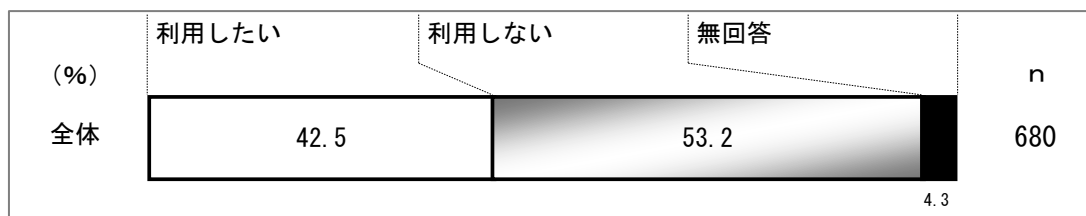
■長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望■



6. 放課後子ども教室の利用希望

放課後子ども教室の利用希望についてたずねたところ、「利用しない」が5割強、「利用したい」が4割強となっています。

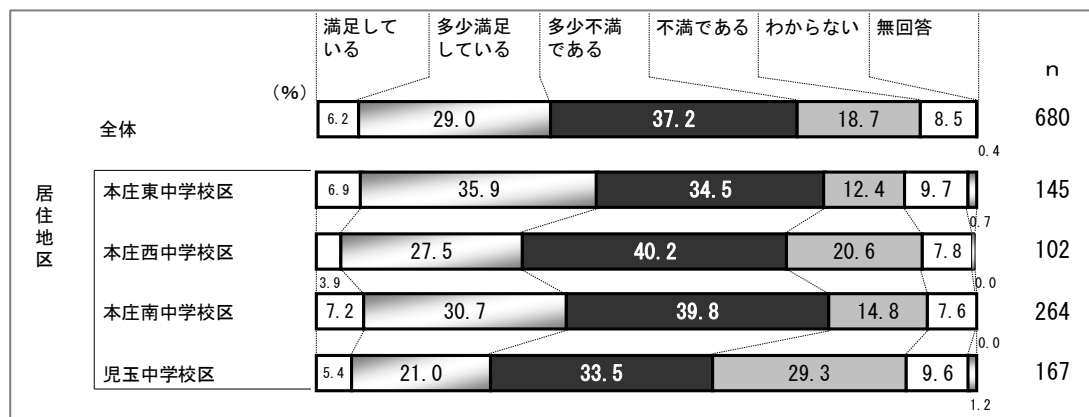
■放課後子ども教室の利用希望■



7. 本市市の公園について

市内の公園に満足しているかたずねたところ、「満足している」(6.2%)と「多少満足している」(29.0%)を合わせた“満足している”が35.2%、「多少不満である」(37.2%)と「不満である」(18.7%)を合わせた“不満である”が55.9%となっており、“不満である”が“満足している”を大きく上回っています。

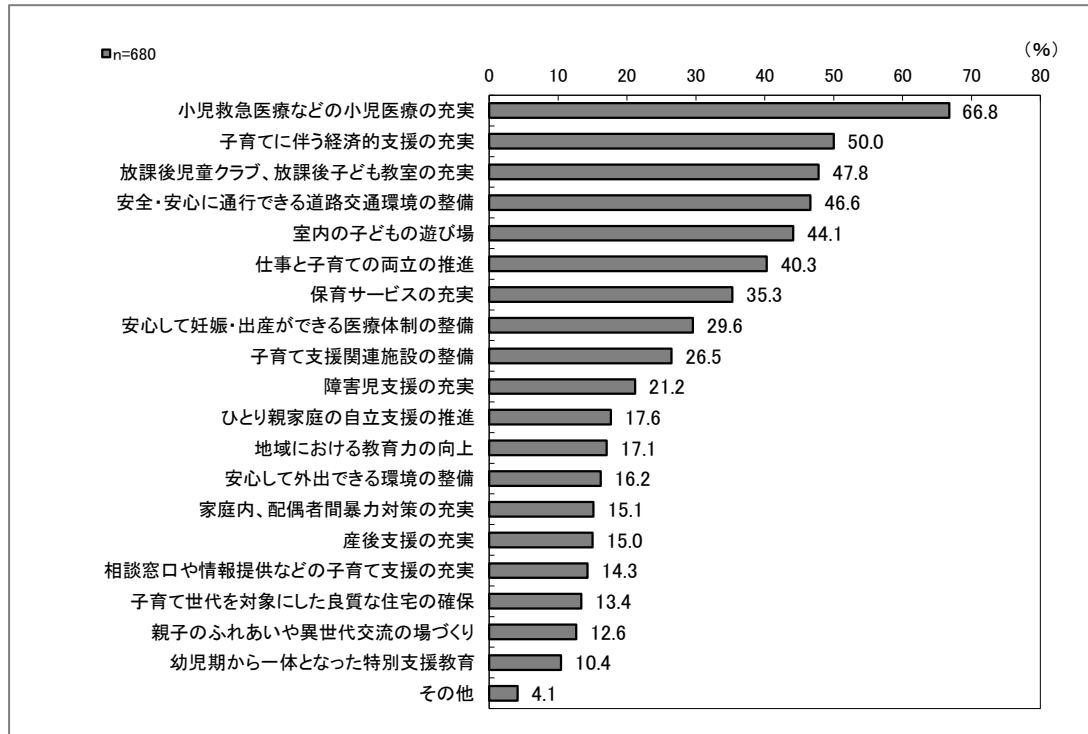
■市内の公園に満足しているか■



8. 市が重点的に取り組む必要性の高い施策

市が重点的に取り組む必要性の高い施策については、就学前児童と同様、「小児救急医療などの小児医療の充実」が最も多くなっています。次いで「子育てに伴う経済的支援の充実」や「放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実」などとなっています。

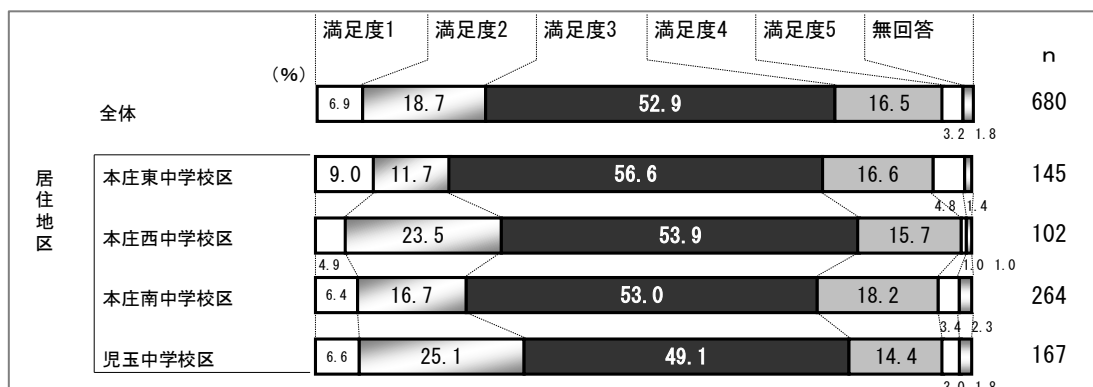
■市が重点的に取り組む必要性の高い施策（全体／複数回答）■



9. 居住地域における子育て環境や支援への満足度

居住地域における子育て環境や支援への満足度についてたずねたところ、中間値である「満足度3」が52.9%となっています。中央値より高い「満足度4」は16.5%、「満足度5」は3.2%となっており、これらを合わせた“満足”は19.7%となっています。一方で、「満足度1」は6.9%、「満足度2」は18.7%となっており、これらを合わせた“不満”は25.6%となっています。

■居住地域における子育て環境や支援への満足度■

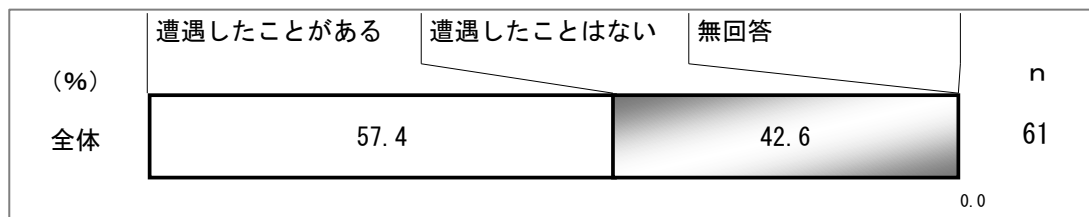


第3節 団体調査の結果（概要）

1. 児童虐待について

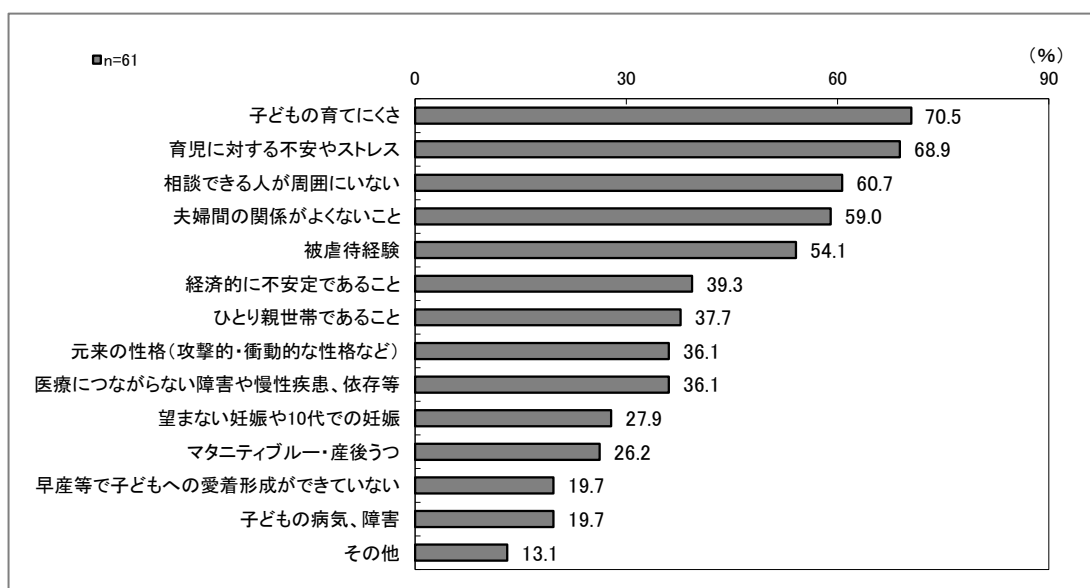
児童虐待が疑われるケースに遭遇したことがあるかたずねたところ、「遭遇したことがある」が57.4%となっており、半数以上の団体が「遭遇したことがある」と回答しています。

■児童虐待が疑われるケースに遭遇したことがあるか■



児童虐待の要因については、「子どもの育てにくさ」（70.5%）が最も多く、次いで「育児に対する不安やストレス」（68.9%）、「相談できる人が周囲にいない」（60.7%）などとなっています。周囲からのサポートが虐待防止には重要であることがうかがえます。

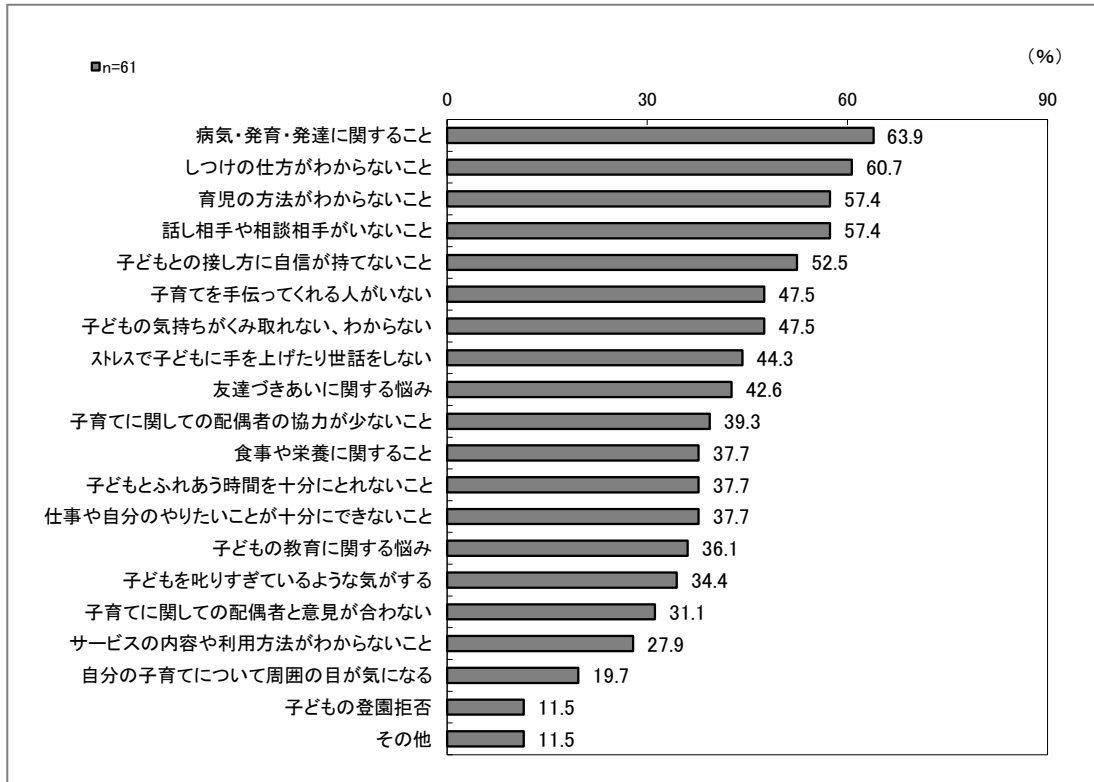
■児童虐待が発生する要因■



2. 保護者の悩みなど

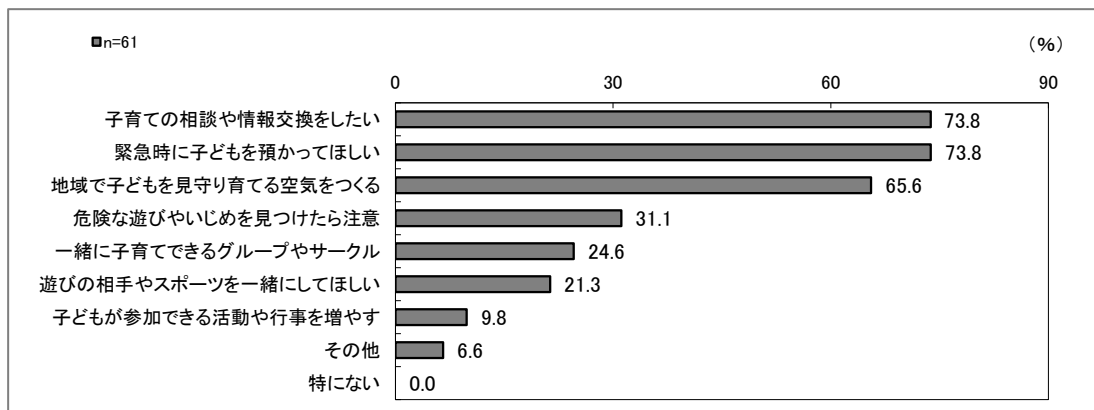
保護者が抱える悩みや問題については、「病気・発育・発達に関すること」(63.9%)が最も多く、次いで「しつけの仕方がわからないこと」(60.7%)、「育児の方法がわからないこと」・「話し相手や相談相手がいないこと」(同率 57.4%) などとなっています。核家族化や地域とのつながりの希薄化により、子どもとの接点が少なくなり、子育てに悩む保護者が少なくないことがうかがえます。

■保護者が抱える悩みや問題■



保護者が子育てをするにあたって地域に求めることについては、「子育ての相談や情報交換をしたい」と「緊急時に子どもを預かってほしい」が最も多くなっています。

■保護者が子育てをするにあたって地域に求めること■



第4章

市全体で子ども・子育てを支えるための
施策の推進
(本庄市次世代育成支援行動計画)

第4章 市全体で子ども・子育てを支えるための施策の推進（本庄市次世代育成支援行動計画）

第1節 計画の基本理念

子ども・子育て支援制度は、「支援を必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける」ことを目指して整備されている制度です。少子化や核家族化の進行、保護者の就労状況の変化や家庭環境における変化等に対応しながら、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現していくことが求められています。

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識のもと、今後も家庭、学校、地域が保護者に寄り添い、子育てに対する負担、孤立感を減らしていくことのできる社会の構築に向けて、基本理念を以下のように定めます。この基本理念は第1期計画における基本理念を継承するものでもあります。

■基本理念■

安心して子どもを生き育てることができる支援体制づくり
～子どもが 親が 地域が 支え合い ともに育つ本庄市～

第2節 基本目標

本計画の基本理念に基づき、本市の子ども・子育て支援施策の方向性を以下のように定めます。

(1) 基本目標1 妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実する

晩婚化・晩産化が進む中で、妊娠や出産を取り巻く環境は大きく変化しています。核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、初めての子育てに戸惑う人も少なくありません。子どもの保護者が適切かつ正確な情報を必要なときに得ることのできる情報の提供や一人ひとりの子どもの発達に合わせたきめ細かな支援、保護者を孤立させないネットワークづくりなど、妊娠期から出産・子育てにおける不安の解消に向けて、切れ目のない支援の充実に努めます。

また、乳幼児期は体調を崩しやすい時期です。アンケート結果でも、重点的に取り組む必要性が高い施策として「小児救急医療などの小児医療の充実」が就学前児童、小学生ともに第1位となっています。引き続き小児医療の充実を図り、保護者が安心して子育てできる基盤づくりを進めていきます。

(2) 基本目標2 一人ひとりの子どもの権利を守り、その健全な育成を図る

日本が批准している「子どもの権利条約」では、すべての子どもに「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」が与えられているとされています。しかしながら、児童相談所における児童虐待相談件数は全国的に増加しています。厚生労働省の発表では、近年の虐待死は年間で50件前後となっているものの、日本小児科学会の推計では、年間350人に上るとの統計も示されており、虐待をめぐる実態は依然として把握しきれていない可能性を残しています。今回実施した団体を対象とする調査でも、半数以上の団体が、児童虐待が疑われるケースに「遭遇したことがある」と回答しており、本市においてもそれぞれの事案に応じた柔軟な対応が求められます。すべての子どもが家庭の事情や経済的な事情等により様々な不利益を被ることがないように、支援を必要とする子どもを発見し、適切な支援を届けることができるような支援体制づくりを進めます。

また、ひとり親家庭や障害のある家族のいる家庭など、様々な事情により社会的支援の必要性が高い家庭が、安心して子育てすることができるよう、社会全体で子どもとその家庭を支える環境づくりを進めていきます。

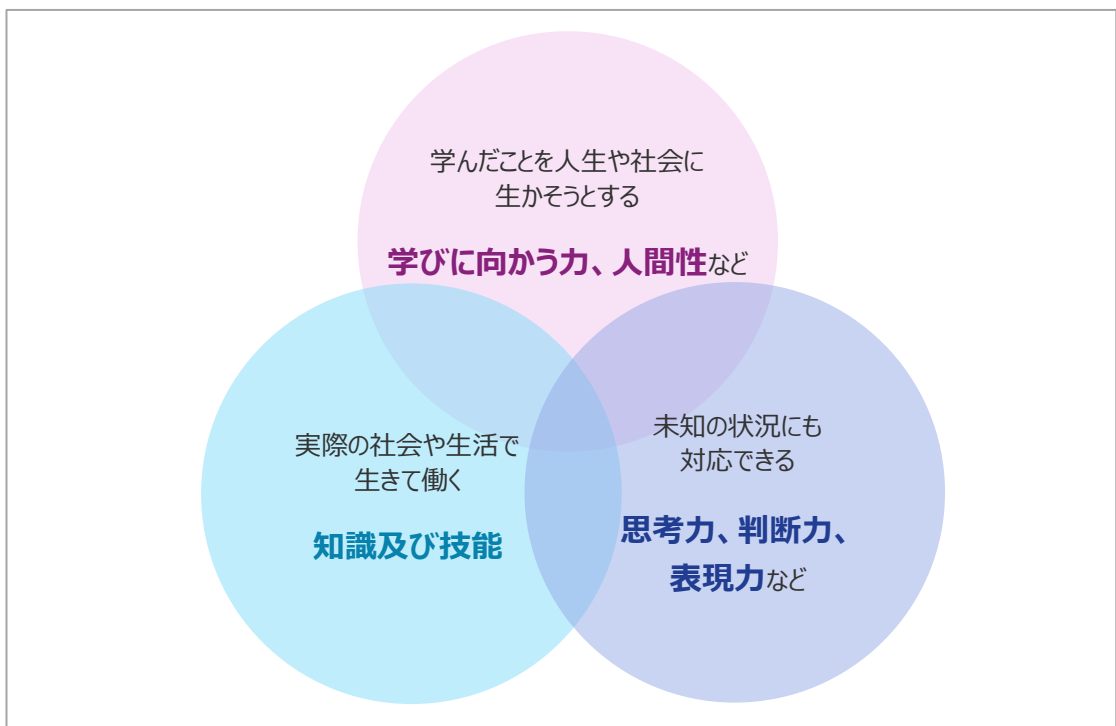
(3) 基本目標3 子どもの生きる力の向上を図る

子どもが健やかに成長していくことは、誰にとっても喜ばしいものです。子どもの心身の健康を守る健康づくりのみならず、親子の豊かな育ちを支援していくための施策を展開していきます。

経済のグローバル化、技術の高度化が進むことで、個人に求められる能力は変化してきました。社会全体として多様性が求められるようになってきている中で、学習指導要領では、知識及び技能の習得のみならず、学んだことを人生や社会に生かそうとする力や未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等の獲得が示されています。次代を担う子どもが、今後もより高度化・複雑化する世界に対応し、自らの特性を生かしながら活躍してもらえよう、多様な学習・体験の機会を提供していく必要があります。

また、保護者の就労が増加していることを踏まえ、子どもの居場所づくりの重要性が高まっていることから、放課後児童健全育成事業などの充実を図っていきます。

■これから育成すべき資質・能力■



資料：文部科学省「学習指導要領『生きる力』周知・広報リーフレット」

(4) 基本目標4 子育てを支える地域の力の向上を図る

共働き世帯が増加したことで、これまで多くの家庭でみられた「男は仕事、女は家事・育児」といった固定的性別役割分業は見直されるようになっていきます。また、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化、近隣に親族がいなくなったことなどにより、何か困りごとがあっても誰にも頼ることができず、仕事や家事、育児といった日常生活を送るために必要なことのほとんどは夫婦相互の協力のもとに進めていかなければならない状態となっています。保護者だけで子育てをすることはますます難しくなっていることから、社会全体で子どもを育てることの重要性が高まっています。

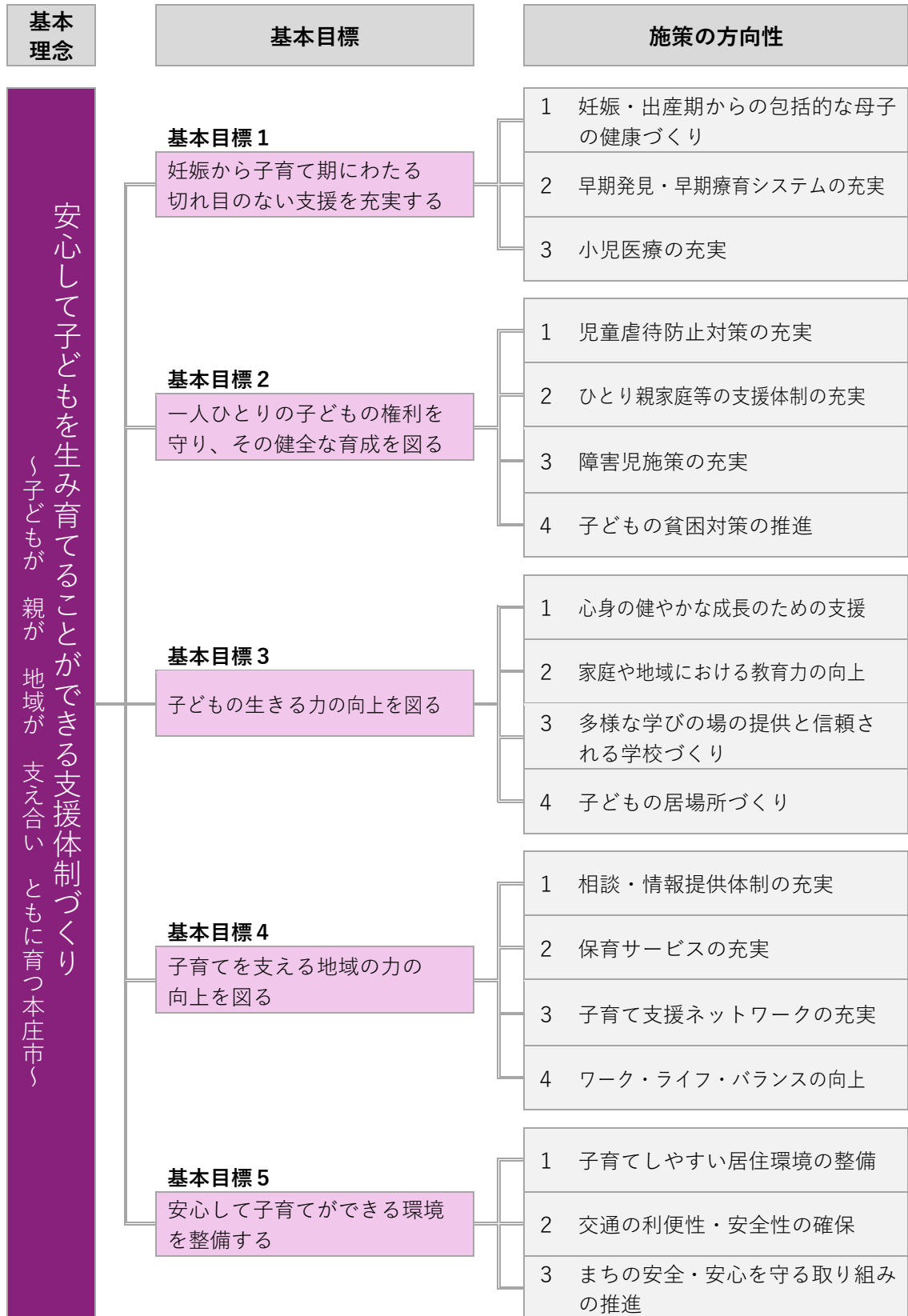
子育てをする保護者が社会から孤立することなく、必要なサービスを利用することができるよう、多様な子育て支援サービスの提供に努めるとともに、その量と質の確保に向けた取り組みを進めていきます。また、子育て中の保護者への理解を広めていくとともに、地域で子育てを支えるネットワークの拡大を図ります。

(5) 基本目標5 安心して子育てができる環境を整備する

子育て環境を向上させるには、子育て支援サービスの充実のみならず、ハード面における環境整備も重要です。子どもの年齢に応じた遊び場の整備や利用しやすい交通手段の確保、安全性が確保された道路環境の整備、防犯対策などを引き続き進めていく必要があります。子育てしやすいまちづくりを進めていくため、子どもの視点と保護者の視点の2つに立ちながら、より暮らしやすく、子育てしやすいまちづくりを進めていきます。

第3節 施策体系

■施策体系■



第4節 施策の展開

(1) 基本目標1 妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実する

1. 妊娠・出産期からの包括的な母子の健康づくり

<現状と課題>

共働き世帯の増加や核家族化、地域とのつながりの希薄化等により、妊産婦やその家族を支える力は弱まっています。また、少子化やプライバシー意識の高まり等もあり、子どもに接する機会も少なくなる傾向にあります。そのため、妊娠や育児に不安を抱える保護者は少なくなく、その不安や負担を軽減していく取り組みの重要性が高まっています。

<施策の方向性と主な取り組み>

妊娠・出産から育児にわたる切れ目のない支援のため、一人ひとりの保護者・子どもの状況に応じた適切な支援を提供します。健診及び健康相談等を通じた子どもとその保護者の健康の維持・増進を図ります。妊娠期にある保護者は特に孤立しやすく、周囲の支援を得にくい状況にあることから、アウトリーチによる相談とニーズの把握を通じ、適切な支援を提供できるよう努めます。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	子育て世代包括支援センター	本庄版ネウボラの充実に向けて、保健師・助産師・利用者支援専門員が主となり、連携して面談や訪問等を行い、地域の中で、家族と一緒に子育てを楽しめるよう身近な相談場所として活動しています。	子育て支援課 健康推進課
2	妊婦健康診査	妊婦の健康管理の一環として、一般健康診査やHIV検査の実施、対象となる妊婦への超音波検査を実施します。	健康推進課
3	乳幼児健康診査	4か月児健康相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の実施を通じ、乳幼児を対象とした発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、健康の保持増進及び育児不安等を抱える保護者を支援します。受診後のフォロー体制も合わせて整備していきます。	健康推進課
4	乳幼児健康相談事業	10か月児健康相談、2歳児健康相談、5歳児健康相談、ひまわり相談、電話相談を実施します。保健師、看護師、栄養士などによる個別相談や母子関係形成に向けた集団指導を行います。	健康推進課

	主な取り組み	取り組みの概要	担当課
5	乳幼児歯科健康診査・ 歯科健康相談事業	1歳6か月児健康診査、2歳児健康相談、3歳児健康診査の際に同時に実施します。また、3歳～4歳児及び4歳～5歳児を対象とし、医療機関において幼児個別歯科健診を実施します。歯科健診・ブラッシング指導・フッ素塗布を継続的に実施することにより、歯科・口腔の健康増進を図ります。	健康推進課
6	未熟児・新生児・乳幼児・ 妊産婦訪問事業	関係機関との連携により、妊娠期から子育て期まで、訪問や相談を通じ様々な不安の軽減に努め、児童虐待の防止や以後の健やかな成長への支援につなげます。	健康推進課
7	養育支援訪問事業	関係機関からの情報収集により把握した養育支援が必要であると認められる家庭に対し、育児支援に関する技術的援助を専門員の保健師等が訪問により実施します。	健康推進課

2. 早期発見・早期療育システムの充実

<現状と課題>

本市の障害児数は増加傾向にあります。発達障害に対する理解や把握が進んだことが要因の1つと考えられます。全国的にも障害のある子どもは増加傾向にあり、この傾向は今後も続くことが見込まれます。

障害のある子どもや障害そのものへの正しい理解・啓発を進めるのみならず、一人ひとりの子どもの発達に応じた適切な支援を受けられるよう、早期発見につながる取り組みが重要です。また、障害があっても、適切な支援を受けることで自立した生活を送ることは可能であることから、早期療育につなげていく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

個別相談や巡回支援等を通じ、発達に不安や遅れのある子どもを可能な限り早期に発見し、適切な支援機関につなぎます。また、関係者間のつながりを強化し、障害のある子どもの将来的な自立につながるよう、療育体制の確保・充実を進めていきます。

■主な取り組み■

	主な取り組み	取り組みの概要	担当課
1	個別相談・教室・巡回支援等事業	発達障害児や発達に課題のある子どもに対し、個別や集団での指導、個別相談、巡回指導等を実施し、子どもの発達を促すための支援をしていきます。また、関係機関との連携を図り、一貫した支援の提供に努めます。	健康推進課
2	早期発見・早期療育充実に向けた関係機関との連絡調整	発達障害児や発達に課題のある子どもの支援機関の関係者が、情報交換や情報共有を行うことにより、子どもや保護者が一貫した支援を受けられるよう努めます。	健康推進課
3	乳幼児健康診査(再掲)	4か月児健康相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の実施を通じ、乳幼児を対象とした発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、健康の保持増進及び育児不安等を抱える保護者を支援します。受診後のフォロー体制も合わせて整備していきます。	健康推進課

3. 小児医療の充実

<現状と課題>

就学前児童、小学生の保護者を対象としたアンケートでは、ともに重点的に取り組む必要性が高い施策として「小児救急医療などの小児医療の充実」が最も多くなっています。特に乳幼児期は体調が急変しやすい時期でもあり、保護者の不安を解消するためには小児医療の充実や病児保育の提供が不可欠であるといえます。

また、安心して医療を受けられる環境を創出するため、医療費負担の軽減を図る必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

病児保育に対応できる事業所の確保を進めるとともに、周辺自治体等と連携し、小児救急の確保に向けた取り組みを進めます。子どもにかかる医療費の負担を軽減します。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	病児保育事業	保育を必要とする児童を保育所等に付設された専用スペースで保育する体制を整備していきます。利用機会の拡充に向けた事業の広報・啓発に努めます。	保育課
2	子ども医療費支給事業	0歳から18歳の年度末までの子どものいる家庭に対して、安心して医療を受けられるよう対象児童の医療費の助成を実施します。	子育て支援課
3	未熟児養育医療費支給事業	指定養育医療機関に入院中の未熟児の医療費を補助する制度です。制度に基づいた適正な事務を執行します。	子育て支援課
4	小児二次救急運営事業	熊谷市、行田市、深谷市、本庄市、寄居町、上里町、美里町、神川町の各圏域が共同で救急患者を受け入れる病院を輪番制で運営します。	健康推進課
5	県外小児救急医療後方支援事業	小児初期救急の後方支援として、児玉郡市と公立藤岡総合病院、伊勢崎市民病院とで協定を結び、小児二次救急体制の充実を図ります。	健康推進課
6	自立支援医療制度（育成医療）	身体障害のある児童が、その障害を除去・軽減する手術等を受ける際の医療費を支給します。	障害福祉課

(2) 基本目標2 一人ひとりの子どもの権利を守り、その健全な育成を図る

1. 児童虐待防止対策の充実

<現状と課題>

厚生労働省が令和元年8月に公表した「平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」によると、児童相談所での児童虐待相談対応件数は平成30年度で16万件近くとなっており、過去最多を更新しています。心理的虐待に係る相談対応件数が大幅に増加したことや警察等からの通告が増加したことが主な要因となっていますが、今後も相談対応件数は高い水準で推移することが想定されます。2022年（令和4年）までに全市区町村で「子ども家庭総合支援拠点」を設置することが国の方針で示されるなど、児童虐待防止対策の推進は今後強化されていくことが見込まれるため、本市においても、国や県の動向を踏まえた児童虐待防止対策を推進していく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

引き続き、本庄市要保護児童対策地域協議会等において、支援を必要とする児童の情報を共有・検討し、適切な介入に努めます。また、「本庄市子ども家庭総合支援拠点」を設置し、対象者への支援を実施します。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	本庄市要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見や適切な保護並びに保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関が必要な情報交換、援助方法など協議し対応を図ります。	子育て支援課
2	家庭児童相談事業	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して、電話や来庁、また訪問により相談を受け指導を行い、必要な場合は関係専門機関への紹介を行います。	子育て支援課
3	子ども家庭総合支援拠点の設置	「本庄市子ども家庭総合支援拠点」を設置し、対象者への支援を実施します。	子育て支援課
4	子育て世代包括支援センター（再掲）	本庄版ネウボラの充実に向けて、保健師・助産師・利用者支援専門員が主となり、連携して面談や訪問等を行い、地域の中で、家族と一緒に子育てを楽しめるよう身近な相談場所として活動しています。	子育て支援課 健康推進課

2. ひとり親家庭等の支援体制の充実

<現状と課題>

本市においても、ひとり親世帯は増加しており、社会全体・地域全体で子どもを支える仕組みづくりがますます重要になっています。児童手当や児童扶養手当などの経済的支援や保育所等の優先入所等の生活支援などの保護者への支援のみならず、学習支援などの子どもへの支援を充実させていく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

児童手当や児童扶養手当などの経済的支援や就労支援などを通じ、ひとり親家庭への支援を継続していきます。適正な事業の執行に努めます。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	児童手当支給事業	児童手当は、児童を養育している者に手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。0歳から15歳になった後、最初の3月31日までの子どもを養育している者に手当を支給します。	子育て支援課
2	児童扶養手当支給事業	母子家庭等の生活の安定を図るためにひとり親家庭等に対して児童扶養手当の支給を行います。	子育て支援課
3	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対して、安心して医療を受けられるように医療費の助成を実施します。	子育て支援課
4	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の経済的自立や、扶養している児童の福祉の増進のため必要な資金を貸し付ける県の制度で、市が申請の受け付け及び制度の周知を図ります。	子育て支援課
5	特定者用 JR 定期乗車券割引制度	児童扶養手当受給者（同一世帯員を含む。）が JR 定期乗車券割引制度を利用する際の申請受け付け及び特定者用乗車券購入証明書を発行します。	子育て支援課

	主な取り組み	取り組みの概要	担当課
6	母子家庭等自立支援給付金等支給事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が職業能力を開発し就業に結び付け、経済的自立が図れるよう支援するため、教育訓練講座や資格取得のため養成機関で修学する際の講座受講料の一部や修学促進費を支給します。	子育て支援課
7	母子生活支援施設への入所支援事業	家庭内暴力等様々な事情により保護が必要またはこれに準じる家庭の母子の支援施設への入所を支援し、保護するとともに、自立促進に向けての生活支援を行います。	子育て支援課
8	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育、保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用、副食費等を助成します。	子育て支援課

3. 障害児施策の充実

<現状と課題>

障害のある子どもは全国的に増加傾向にあり、本市においてもその傾向は同様です。発達障害の概念が広く知られるようになったこと、また発達障害の定義が定期的に見直されていることなどが要因の1つとして考えられますが、障害の有無によらず、すべての子どもがその発達の手帳や特性等に合った適切な支援を受けられる体制づくりが必要です。

<施策の方向性と主な取り組み>

障害のある子どもが適切な保育サービスを受けることができるよう、受け入れ体制の強化を図るとともに、保護者へのサポートを行います。また、発達に気になる子どもへのサポート体制の強化を図ります。障害のある子どもや障害そのものに対する正しい理解を広げ、すべての子どもの社会参加と自己実現を図る共生社会の構築を図ります。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	障害児保育事業	家庭において保育することができないと認められる、集団保育が可能な障害児に対して積極的に保育を実施します。また、受け入れ保育所に対しては加配分の人件費を対象に助成を実施し、障害児保育の充実を図ります。	保育課
2	障害がある児童の総合療育相談とケアマネジメント事業	障害がある児童または障害の可能性が有る児童に、必要な訓練または福祉サービスについて障害福祉課、健康推進課、家庭児童相談員、障害者生活支援センターが各々相談を受け、互いに連携し、総合的に児童と保護者を支援していきます。	子育て支援課 健康推進課 障害福祉課
3	障害児通所給付事業	障害がある児童または療育が必要な児童が、訓練や支援を提供する障害児通所支援を利用した際の費用を支給します。	障害福祉課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
4	特別支援教育推進事業	発達障害児を含めた障害児等の適応指導や相談の実施、特別な教育的ニーズに応じた指導を行えるように学校の校内体制整備の支援を行うとともに、小中学校に特別支援教育補助教員、学校生活支援員等を配置し、障害を抱える子どもへの支援を行います。	学校教育課
5	補装具・日常生活用具給付事業	障害がある児童が、必要な補装具及び日常生活用具の購入等をした際の費用を支給します。	障害福祉課
6	在宅障害者支援事業	心身障害児（者）生活サポート事業など様々な在宅福祉サービスの利用を推進することにより、障害がある児童の世帯の負担を軽減します。	障害福祉課
7	重度心身障害者医療費支給制度	重度の障害がある児童の世帯の経済的、精神的負担を軽減するため、保険診療の自己負担金を支給します。	障害福祉課
8	障害者手帳制度	児童に障害があることが確認された場合、児童とその保護者が必要な福祉サービスを速やかに利用できるような内容の周知を図り、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の取得を支援していきます。	障害福祉課
9	障害者手当支給事業	重度障害がある児童の世帯の経済的・精神的負担の軽減のため、障害児福祉手当、在宅重度心身障害者手当、特別児童扶養手当を支給します。	障害福祉課 子育て支援課
10	障害者相談支援事業	障害児の保護者または介護を行う人からの相談に応じ、必要な支援を行います。児玉郡市内の社会福祉法人に共同委託して実施します。	障害福祉課
11	在宅重症心身障害児等レスパイトケア事業補助金	医療的ケアが必要な重症心身障害児等を介護する家族の負担軽減を図るため、レスパイトケア事業を実施する事業者に対し、補助金を交付することでレスパイトケアの利用促進を図ります。	障害福祉課
12	児童発達支援等の利用に係る多子世帯補助金（多子世帯児童発達支援等利用負担額補助）	第3子以降の障害児が児童発達支援等を利用した際に要した自己負担額を助成します。	障害福祉課

4. 子どもの貧困対策の推進

<現状と課題>

ひとり親家庭は全国的に増加傾向にあり、本市においてもその傾向は同様です。ひとり親家庭の平均所得は他の世帯と比べて大きく下回っており、子どもの大学進学率も低い状況にあります。日本の子どもの貧困率は、平成28年時点では13.9%と約7人に1人の子どもが貧困状態にあるとされています*1。家庭の経済状況等により、子どもや若者の将来の夢が絶たれたり進路の選択肢が狭まったりすることがないように、社会による支援が必要です。

<施策の方向性と主な取り組み>

子どもの貧困対策の推進に向けて取り組みます。支援を必要とする子どもとその保護者が、必要な支援を受けられるよう、制度の周知・啓発を行うのみならず、地域と連携して子どもや家庭の状況を把握できるよう努めます。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	貧困対策推進事業	子どもの貧困対策計画の策定を検討します。	生活自立支援課 子育て支援課
2	子どもの学習支援事業	生活困窮状態やその恐れのある世帯を対象に、子どもの学習指導や家庭訪問による相談等を実施することで、子どもの将来の自立に必要な基礎能力の修得を支援し、貧困の連鎖を予防します。	生活自立支援課
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業（再掲）	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育、保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用、副食費等を助成します。	子育て支援課
4	ひとり親家庭等医療費支給事業（再掲）	ひとり親家庭等に対して、安心して医療を受けられるように医療費の助成を実施します。	子育て支援課
5	児童扶養手当支給事業（再掲）	母子家庭等の生活の安定を図るためにひとり親家庭等に対して児童扶養手当の支給を行います。	子育て支援課

*1 内閣府「平成30年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況」

	主な取り組み	取り組みの概要	担当課
6	母子家庭等自立支援給付金等支給事業（再掲）	母子家庭の母及び父子家庭の父が職業能力を開発し就業に結び付け、経済的自立が図れるよう支援するため、教育訓練講座や資格取得のため養成機関で修学する際の講座受講料の一部や修学促進費を支給します。	子育て支援課
7	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度（再掲）	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の経済的自立や、扶養している児童の福祉の増進のため必要な資金を貸し付ける県の制度で、市が申請の受け付け及び制度の周知を図ります。	子育て支援課

(3) 基本目標3 子どもの生きる力の向上を図る

1. 心身の健やかな成長のための支援

<現状と課題>

子どもの健やかな成長は誰にとっても喜ばしいものです。健康づくりは一朝一夕に達成できるものではなく、小さい頃から、日々の食事や運動、定期的な健診（検診）の受診をはじめとする良好な生活習慣を身につけることで、心身の健康を維持・向上させることが期待できます。

また、子どもが性や薬物等についての正確な知識を身につけ、自らの心身や権利を自ら守ることができるよう、環境・社会の変化に合わせて指導していく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

食育・健康づくりを通じ、子どもの健やかな成長を支援します。定期的な健診（検診）の受診などを通じて、子どもに自らの心身の健康状態を認識させ、子ども自らが健康づくりに関与できるよう、指導を行います。

また、地域の協力を得ながら、子どもが犯罪に巻き込まれることのないよう、見守り活動を充実させていくほか、子どもが自らの心身を大事にできるよう、適切な指導を行います。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	保育所における「食育」推進事業	保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と望ましい食習慣を形成していきます。	保育課
2	学校教育における「食育」推進事業	学校教育課程において給食指導や教科等を通して、子どもたちに食と健康との関連を身につけさせていきます。	学校教育課
3	就学時健康診断事業	小学校新1年生になる幼児を対象に、健康診断・知的発達検査・ことばの検査等を実施し、その診断結果に基づき、治療の勧告、助言等就学に関し適切な指導を行います。	学校教育課
4	定期健康診断事業	市内小中学校において、児童生徒の心と身体について、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童・生徒の健康の維持、増進に努めます。	学校教育課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
5	学校保健委員会事業	学校薬剤師、学校医等の協力のもと、学校保健委員会を開催します。必要に応じて、児童生徒も参加して行います。	学校教育課
6	青少年健全育成事業	地域の青少年育成団体の活動を助成するとともに、本庄市青少年育成市民会議を中心に、「青少年健全育成のつどい」、「非行防止緊急パトロール」、「各種啓発活動」等の実施や、インターネット・携帯電話など現代社会の新たな青少年問題に対応します。	生涯学習課
7	薬物乱用防止教室事業	学校薬剤師、学校医、警察、保健所等の協力のもと、児童生徒を対象とした薬物乱用防止教室を開催します。	学校教育課
8	ブックスタート事業	保健センターで実施している9～10か月児健康相談時に「読み聞かせ」の説明や実演と推奨本の紹介をします。ブックスタートパック（絵本と袋、ガイド等）の配付により家庭における幼児の健全育成を図ります。	図書館
9	おはなし会	就学前児童親子や小学校低学年を対象に、図書館本館では毎月第2・4土曜日に、図書館児玉分館では毎月第2土曜日にボランティアと連携し、児童の健全育成に役立つ本の読み聞かせや本の紹介、紙芝居、パネルシアターを実施します。	図書館
10	休日急患診療所運営事業	本庄市児玉郡医師会に委託し、休日の急患に対応するため保健センター内にて診療所を運営します。	健康推進課
11	第二次救急医療病院輪番制運営事業	比較的高度の医療を必要とする救急患者を受け入れる病院を輪番制で運営します。	健康推進課
12	在宅当番医制運営事業	本庄市児玉郡医師会に委託し、内科、小児科系以外の医療機関が休日に診療を行い、救急患者に対応します。	健康推進課

2. 家庭や地域における教育力の向上

<現状と課題>

子育ての基本は家庭にあります。一方で、核家族化が進み、子どもについての知識や経験が蓄積されないまま親となるケースも少なくありません。子どもの成長について正しい知識を保護者が身につけることができるよう、親の学びの場を提供する必要があります。また、地域とのつながりが希薄化している現代においては、保護者同士のつながりも構築しにくくなっています。保護者を地域で孤立させない、交流の場づくりも必要です。

さらに、子どもや子育て中の保護者に対する社会の理解を広げていくためには、生涯学習活動等を通じ、子育てを取り巻く環境の変化や多世代交流などを推進していく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

子育て中の親や将来親となる世代が、子どもや子育てについて正しく理解できるよう、理解促進・啓発の場を設けます。保護者同士のつながり、あるいは子ども同士のつながりの形成を促進し、すべての市民が地域で孤立することのないよう、定期的な交流の場の提供に努めます。

また、多世代交流を通じ、地域全体で子育てを応援する機運の醸成を進めていきます。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	親の学習推進事業	子育てしている親や将来親となる世代を対象に、親の力を高め、親が親として成長するための「親の学習」を「本庄市親の学習手引書」と「本庄市親子手帳」に基づき推進します。	生涯学習課
2	両親学級 「おや親タマゴ」	妊娠・出産について学ぶことで安心して出産に臨めるようにします。また、場の提供が友達づくりへの一助となり、孤立した育児にならないよう支援していきます。	健康推進課
3	育児学級「ラッコクラス」・「コアラクラス」	育児不安の強い2～4か月児の保護者と、身体的にも精神的にも成長発達が著しい6か月～8か月児を持つ保護者を対象に、身体やことば・心の発達・子どもの成長に欠かせない食事などについて情報を提供し、保護者の気づきや成長を促せるように支援を行っていきます。	健康推進課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
4	子育て支援講座	子育て支援団体と連携して主に乳幼児親子を対象に「子育て講座」を開催し、子育ての楽しさを感じてもらい、仲間づくり等を通じて子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。	子育て支援課
5	児童センター運営事業	子どもたちに安全な遊びの場を提供し、健康及び体力の増進、情操を豊かにすることを目的として、児童の健全育成を図っていきます。子育て支援の地域拠点として、つどいの広場や子育てサロン等も開催しています。	子育て支援課
6	市民総合大学推進事業 (ジュニアコース)	市内の小中学生を対象に、子どもから高齢者までが、生涯学習活動を通じて相互にふれあい、地域の結び付きを強めることができるよう世代間交流を促進することを目的に「ジュニアコース」を開設しています。	生涯学習課
7	市民総合大学推進事業	市民総合大学で、子育てする親にも参加しやすい時間や会場、環境を整えた生涯学習の場を提供するとともに、子育て支援や次世代育成を推進する内容のプログラムを実施します。土曜日開催や託児付き講座の開催など、子育て中の保護者が参加しやすい工夫をしながら開催しています。	生涯学習課
8	本庄市立中学校開放講座	市内公立中学校を生涯学習の場として開放し、地域の市民を対象として、学校の特色を生かしながら、各種の講座を開催する中学校開放講座を実施し、生涯学習と家庭教育を推進します。	生涯学習課
9	老人クラブ活動育成事業	市民の誰もが老後を健康でいきいきと暮らせるように、老人クラブ活動の育成・支援などを図り、この活動の一環として子どもたちとの世代間交流を行います。	地域福祉課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
10	本庄市民生委員・児童委員協議会	児童・母子福祉及び障害児者福祉の両部会を中心に各種講演会、施設見学等を実施し、児童委員としての資質向上を図り、地域における家庭・児童の健全育成の活動に取り組みます。	地域福祉課
11	主任児童委員部会活動	児童福祉専門の担当として情報交換と研修等により資質の向上に努め、児童委員の地域における活動への援助・協力と関係機関との連絡・調整により、児童委員と一体の活動を行います。	地域福祉課
12	本庄市立小学校 PTA 家庭教育学級	市内公立小学校を会場に、主に PTA 会員を対象として各種の講座を開催する PTA 家庭教育学級を実施し、生涯学習と家庭教育を推進します。	生涯学習課

3. 多様な学びの場の提供と信頼される学校づくり

<現状と課題>

学習指導要領では、知識及び技能の習得のみならず、学んだことを人生や社会に生かそうとする力や未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等の獲得が示されています。次代を担う子どもが、より高度化・複雑化する世界に対応し、自らの特性を生かしながら活躍してもらえるよう、多様な学習・体験の機会を提供していく必要があります。

また、学校は子どもが一日のうち多くの時間を過ごす場所であり、子どもと保護者双方にとって安心できる場所ではなくてはなりません。学校と保護者の信頼関係の構築と地域との連携強化が不可欠です。

<施策の方向性と主な取り組み>

学習指導要領で求められる子どもの生きる力の育成を図るため、多様な学習・体験の機会の創出・提供に努めます。地域住民や事業者、教育機関と連携し、学校の授業だけでは学ぶことのできない知識や経験を得られるようなプログラム、事業の展開を図ります。

また、学校、保護者、地域がともに意見を出し合い、連絡、協議による学校づくりを行います。

■主な取り組み■

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
1 学校運営協議会の運営	市内全校に設置されている地域住民と保護者等から構成される学校運営協議会において、学校、保護者、地域がともに意見を出し合い連絡、協議による学校づくりを行います。	学校教育課
2 学習サポート事業	すべての学年が複数クラスで構成される小学校等に学習補助教員を配置し、担任と協力して授業のサポートを行います。学校現場での指導経験のある人材の確保に努めます。	学校教育課
3 総合的な学習時間の支援事業	各本庄市立小中学校の年間計画に基づき、本庄早稲田国際リサーチパークや社会福祉協議会と連携しながら、総合的な学習時間における福祉教育や環境教育、国際理解教育等の充実を図ります。	学校教育課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
4	教育機器整備事業	情報化の進展に対応した学習環境を整備するため、各小中学校のコンピュータ教室に情報機器等を整備し、教育環境の充実を図ります。	教育総務課
5	ICT 教育推進事業	教職員研修を実施し、実践的な ICT 活用と指導力の向上を図り、あらゆる教科等でのさらなる ICT 機器の利用を促進します。	学校教育課
6	中学生まちづくり議会	未来を担う中学生に市議会議場を開放し、市議会定例会と同じ形式で中学生議員として本庄市のまちづくりに対する考え方の発表や提案を行い、市政への関心と理解を深めるとともに、市行政への市民参加意識の高揚を図ります。より多くの中学生の考えを知ることができるよう努めます。	秘書課
7	中学生社会体験チャレンジ事業	生徒が地域の中で様々な社会体験活動（職場体験）を通して、多くの人々とふれあい、学校では得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自立心を養い、たくましく豊かに生きる力を育みます。商工会等との連携を図り、受け入れ先事業所の確保も進めていきます。	学校教育課
8	こども環境教室	川の水生生物調査等を実施し、子どもたちに川などの現状や汚れの原因を理解してもらい、排水対策など環境への配慮を啓発します。	環境推進課
9	本庄市国際交流協会への補助事業	子どもや子育て世代を含む日本人と外国人との交流を深めるため、親子で参加できる「バーベキューパーティー」や「多国籍料理教室」、「交流バスツアー」等の各種事業を実施している国際交流協会を支援しています。	秘書課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
10	青少年平和学習事業	市内の公立4中学校の2年生に原爆投下による悲劇を知ってもらい、恒久平和の尊さを認識してもらうことで、戦争や核兵器のない世界をつくる心を育てる青少年平和学習を実施します。	秘書課
11	ふれあい講演会	地域の多様な体験を持つ人の話を聞くことで、中学生に豊かな心を育むとともに、広い意味でのキャリア教育を行います。	学校教育課
12	ふれあい教室	不登校などの理由により長期間にわたり欠席している児童生徒に対し、個別指導により基礎学力の補充をするほか、社会性を身につけさせることにより、再び登校できるよう支援していきます。学校の教育相談担当やさわやか相談員との連携の充実に努めます。	学校教育課

4. 子どもの居場所づくり

<現状と課題>

共働き世帯の増加に伴い、放課後における子どもの居場所のニーズが高まっています。特に低学年時の平日の放課後や長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望が高くなっているほか、放課後子ども教室の利用希望も4割以上となっています。平日、土日を問わず、すべての子どもが孤独を感じることなく、安心して過ごせる場の提供が求められます。心身ともに健やかな成長を支援することのできる居場所づくりが大切です。

<施策の方向性と主な取り組み>

放課後児童健全育成事業を通じ、放課後における児童の居場所を提供するとともに、保護者の就労ニーズに対応します。また、スポーツ少年団の活動への支援や子ども体験教室の実施等を通じ、地域における同世代、多世代の交流を促進し、社会性の獲得と心身の健全な育成を図ります。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	放課後児童健全育成事業	保護者の就労等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童を対象にした放課後児童クラブの充実を図るとともに、保育時間の延長など保護者のニーズの的確な把握と対応に努めます。	子育て支援課
2	放課後子ども教室	公民館にて学習支援を交えた事業を開始するとともに、学校の余裕教室の活用を見据えて、さらなる事業実施の展開を模索していきます。また、放課後児童クラブとの一体運営についても検討を進めます。	生涯学習課 子育て支援課
3	子ども体験教室	市内の小学生を対象に各公民館で様々な体験教室を実施します。夏休み時期にも「サマーチャレンジ」として各公民館で様々な体験教室を実施します。	生涯学習課
4	スポーツ・レクリエーション教室	本庄市体育協会、本庄市レクリエーション協会及び本庄市スポーツ推進員と連携を図り、子どもや初心者から参加できるスポーツ教室を開催します。	体育課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
5	スポーツ少年団育成事業	スポーツを中心とした活動を行うことで、青少年期における人間形成と健康な身体と心を育てます。活動団体であるスポーツ少年団の育成を図ります。	体育課
6	児童センター運営事業 (再掲)	子どもたちに安全な遊びの場を提供し、健康及び体力の増進、情操を豊かにすることを目的として、児童の健全育成を図っていきます。子育て支援の地域拠点として、つどいの広場や子育てサロン等も開催しています。	子育て支援課

(4) 基本目標4 子育てを支える地域の力の向上を図る

1. 相談・情報提供体制の充実

<現状と課題>

地域子ども・子育て支援事業をはじめとする子育て支援制度・施策は、本市が中心あるいは主体となって提供する福祉サービスです。本市の子どもとその保護者が、それぞれの状況に応じた適切なサービスを利用することができるよう、各施策・事業についての周知・啓発を進めていく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

必要とする支援をすべての市民が受けることができるよう、市が提供する子ども・子育て支援施策についての情報提供を行います。子育て上の悩みについて相談し、専門職による助言を受けられる場を提供することで、保護者の不安の解消に努めます。また子育て支援施策に対する要望等も随時受け付け、市民にとってより望ましい支援のあり方について検討していきます。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	利用者支援事業	子どもや保護者に対して、幼稚園、保育所等での学校教育・保育や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談、助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整等を行います。	子育て支援課
2	保育サービスに係る情報提供事業	保育サービスの利用者による選択や質の向上のために、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。	保育課
3	子育て情報誌提供事業	子育て情報を集約した「子育て情報ガイド」を、妊娠届等の際に配付するとともに、各関連施設に配置します。また、情報の収集に努め内容の充実を図っていきます。	子育て支援課
4	すくすくメール配信事業	出産・子育てをする上での孤立感や負担感の緩和を図るため、妊娠・出産・育児に関する基本情報やメンタルヘルスに関する情報、予防接種の日程等をメールで配信します。	子育て支援課

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
5 地域子育て支援センター事業	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	子育て支援課
6 子育て総合支援窓口における情報提供事業	子育てに関する情報を集約して、子育て支援サービスをワンストップで提供していき、支援内容を充実していきます。子育て総合支援窓口の周知拡大に努めるとともに、電話等様々なメディアを通じた照会等にも対応していきます。	子育て支援課
7 資格・技術取得情報提供事業	有効な資格や技能の取得ができるよう、情報の提供を行います。	商工観光課
8 市長への手紙事業	子育てに関する意見や提案などを、市民から直接市長にいただき、情報の共有化を図るとともに多様な声を市政に反映できるよう実施していきます。	秘書課

2. 保育サービスの充実

<現状と課題>

共働き世帯の増加、核家族化などに伴い、保育サービスの需要は増加する傾向にあります。市内における待機児童は現在発生していませんが、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されたこともあり、今後保育サービスの需要がさらに増加する可能性もあります。保育サービスの利用を希望するすべての保護者が利用することができるよう、サービス体制（量）を確保するとともに、サービスの質の向上に向けた取り組みも進めていく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

子ども・子育て支援事業として提供されている保育サービスの適正な提供に努めます。また、保育サービスの十分な供給に向けて、サービス体制（量）の確保に向けた施設の改修・整備や人材の確保も進めていきます。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	通常保育事業	保護者の就労または疾病等により、家庭において保育することができないと認められる場合に、保育所で保育を実施します。保育内容の充実を図ります。	保育課
2	休日保育事業	休日（日曜・祝日）の保育体制の確保を図ります。	保育課
3	私立幼稚園等預かり保育事業	正規の教育時間終了後も引き続き在園児を夕方まで預かったり、保護者の急な用事で一時的に預かったりすることで、保護者のニーズに対応できるように努めます。	学校教育課 子育て支援課
4	多子世帯保育料軽減事業	同一世帯で児童が3人以上、かつ、第3子以降の児童が認可保育所や幼稚園等を利用している世帯を対象に、第3子以降の保育料を無償とします。	保育課
5	多子世帯副食費軽減事業	同一世帯で児童が3人以上、かつ、第3子以降の児童が認可保育所や幼稚園等を利用している世帯を対象に、第3子以降の副食費を無償とします。	保育課
6	民間保育所運営改善等助成事業	児童及び保育士の処遇改善や保育所運営の充実に係る経費等を助成します。	保育課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
7	私立幼稚園振興補助事業	私立幼稚園の設備整備に対し補助金を交付することにより、子どもの教育環境の改善を図ります。また、園児の健康診断に対する補助金を交付し保護者の負担軽減を図っています。	学校教育課
8	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常開所時間を超えて保育を実施し、延長時間のニーズに対応できるサービスと体制の充実を図ります。	保育課
9	一時預かり事業	保護者の病気、冠婚葬祭等一時的に保育を必要とする場合、一時的に保育を行います。	子育て支援課
10	ショートステイ事業	保護者の疾病などにより、児童の養育が困難になった場合、児童養護施設などで一時的に児童を短期間預かることで、子育て家庭を支援していきます。	子育て支援課
11	保育所施設整備助成事業	園舎の新築・増改築の整備に対して助成します。	保育課
12	幼保無償化事業	幼児教育・保育に係る費用を無償化します。子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図ります。	保育課 学校教育課
13	保育人材確保事業	保育の受け皿整備に伴い、必要となる保育人材の確保のための取り組みを実施します。	保育課
14	就学前障害児の発達支援無償化	児童発達支援等の利用者負担を無償化します。	障害福祉課
15	実費徴収に係る補足給付を行う事業 (副食費)	幼保無償化事業に伴い、未移行幼稚園・認可外保育施設へ通う第3子以降の子どもがいる世帯及び保護者の世帯所得の状況を勘案して該当する世帯の場合、副食費等を助成します。	子育て支援課

3. 子育て支援のネットワークの充実

<現状と課題>

地域におけるつながりの希薄化などにより、子育て家庭、子どもの保護者は以前よりも孤立しやすい状況となっています。保護者の孤立感や負担感の軽減を図る必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

子育て中の保護者同士の交流の場を提供します。ファミリー・サポート・センター事業では、地域のボランティアによる子育て支援を提供します。

■主な取り組み■

	主な取り組み	取り組みの概要	担当課
1	ファミリー・サポート・センター事業	保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かり等会員同士の育児に関する相互援助活動を支援します。	子育て支援課
2	子育て支援ネットワーク推進事業	子育てに関する情報を共有するため、要保護児童対策地域協議会の構成機関や地域活動団体を含めた地域における子育て支援ネットワークを充実し、子育て支援体制の連携を図ります。	子育て支援課
3	子育てサークル等への活動支援事業	子育てサークル等へ公共施設等での活動機会や場所の提供を行います。	子育て支援課
4	つどいの広場事業	乳幼児を持つ子育て中の親が打ち解けた雰囲気の中で気軽に集い、交流し、子育ての相談ができる場を提供します。	子育て支援課
5	私立幼稚園子育て支援事業	子育て家庭を対象に就園前幼児やその保護者同士の交流や、保護者との相談による支援を行います。	子育て支援課

4. ワーク・ライフ・バランスの向上

<現状と課題>

仕事・労働は賃金を得る生活の糧であると同時に、充実した生活を送るための糧でもあります。しかし、過重労働によりうつ病などの精神疾患の発症や過労死や自殺、家庭崩壊などの事象につながるケースが後を絶たず、国全体で労働環境の改善を図っていくことが求められています。

また、女性の就労が増加したことで、これまでの性的役割分業の見直しが進み、男性による主体的な家事・育児への参加が強く求められる時勢となっています。社会の変化・要請に応じた働き方のできる就労環境の創出が求められます。

<施策の方向性と主な取り組み>

ワーク・ライフ・バランスの改善を通じ、社会の活力の向上を図ります。すべての市民が希望する働き方や生き方を実現できるよう、多様な就労の場の確保に努めます。家事・育児についても、男性による積極的な関与を呼びかけていきます。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発事業	ワーク・ライフ・バランス（WLB）について事業主や労働者、住民等への理解を促進するための啓発を行います。商工団体やハローワーク等と連携して「本庄市多様な働き方実践企業」の認定事業や各種イベント、チラシの配布等を行います。	商工観光課 子育て支援課
2	労働時間の短縮啓発事業	労働時間を短縮し、女性と男性の労働者が家庭生活と地域活動にともに参加することができるように、事業所に対する啓発を図ります。	商工観光課
3	男性の育児休業取得推進事業	男性の育児休業取得を推進するため、事業所と従業員への啓発を図ります。	商工観光課
4	内職情報提供事業	家庭外で働くことが困難な市民に内職情報の提供を行います。	商工観光課
5	男女共同参画推進事業	一人ひとりがその個性や能力を発揮しながら、ともに協力し、社会の様々な分野でいきいきと活動することのできる環境づくりに向けて、各種事業を実施します。	市民活動推進課
6	労働法律相談事業	仕事に関する悩みや疑問についての相談窓口の設置と他機関の紹介を行います。	商工観光課

(5) 基本目標5 安心して子育てができる環境を整備する

1. 子育てしやすい居住環境の整備

<現状と課題>

子育てしやすい本庄市をつくるためには、ハード・ソフト両面からの整備を進めていく必要があります。子育て中の保護者に対する配慮が様々な場面で進み、子育てバリアフリーの施設が増えるなど、かつてよりは居住環境の向上が図られてきましたが、依然としてベビーシートが女性用トイレのみに設置されている、多目的トイレが使いにくいなど、改善する余地が残されています。

<施策の方向性と主な取り組み>

ソフト面のみならず、ハード面における整備を充実し、子どもやその保護者を含めたあらゆる市民が暮らしやすい本庄市の創出を目指します。子どもとその保護者が日常生活を送る上で、可能な限り不便を感じることがないように、整備を進めていきます。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	バリアフリー推進事業	歩道幅員の確保、段差の解消、障害物の除去など歩道のバリアフリー化や公共施設のスロープの設置、段差の解消などの推進を目指します。	道路整備課 施設管理担当課
2	公園整備事業	市民がうるおいのある居住環境の中で日常生活を送れるよう、また、子どもの安全な遊び場を確保するため、公園の整備・充実を図ります。	都市計画課
3	シックハウス対策事業	化学物質（ホルムアルデヒド、クロルピリホス）による室内空気汚染によって、衛生上の支障が生じないよう建築材料及び換気設備について審査を行い、居住者の健康、とりわけ影響を受けやすい子どもの健康被害を防止します。	建築開発課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
4	パパ・ママ 応援ショップ事業	18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子どもまたは妊娠中の方がいる子育て家庭に、お店で割引等のサービスが受けられる優待カードを配付する応援ショップ事業を、県と共同で実施していきます。また、協賛いただける店舗の拡充を図ります。	子育て支援課
5	赤ちゃんの駅事業	乳幼児を連れて外出した保護者が、オムツ交換や授乳に困ったときに気軽に立ち寄ってもらい、オムツ交換や授乳場所、ミルクをつくるお湯を、まち中の施設（駅）において提供し、気軽に外出できるように子育て家庭をまちぐるみで応援します。	子育て支援課

2. 交通の利便性・安全性の向上

<現状と課題>

交通上安全な環境の整備は、年齢や障害の有無によらず、すべての市民の日常を支える基本的な取り組みです。歩行者の安全確保を第一として、通行しやすい歩道の整備と維持、地域による見守りなどを進めていく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

歩行者の安全を確保するため、歩道上の障害物の除去や交通安全施設の設置等を行います。また、子どもが安全に通学できるよう、地域の協力を得て、見守り活動を進めていきます。さらに、児童・生徒に対し、交通事故の恐ろしさを伝え、交通安全の重要性を周知するための取り組みを進めていきます。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	放置自転車対策事業	駅周辺や歩道上の放置自転車の防止及び撤去を行い、安全な交通環境を保ちます。	環境推進課
2	交通安全施設設置事業	道路照明灯・道路反射鏡・区画線・ガードレール等の整備を行い、交通事故の防止を図ります。また、市民から寄せられた信号機の設置、速度抑止施策の実施などをとりまとめ、警察署へ要望します。	危機管理課
3	交通指導員配置事業	児童の登校時の交通安全を図るため、朝の通学路での交通指導を行う交通指導員を配置します。	危機管理課
4	交通安全推進団体への交付金の交付事業	交通安全対策協議会・交通安全母の会に対し交付金を交付し、交通安全対策事業等を推進します。	危機管理課
5	中学生スケアードストレート交通安全教室	市内の4中学校を対象に自転車安全利用を目的として、スタントマンによる交通事故の再現・実感することで、危険行為を未然に防ぎ交通ルール遵守を目的に、各年で順次実施します。	危機管理課
6	交通安全教室	児童を交通事故から守るため、小学生及び就学予定の児童を対象に歩行の仕方、自転車の乗り方・ヘルメットの着用等を各小学校や保育所、幼稚園を巡回して、交通安全教室を実施します。	危機管理課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
7	チャイルドシート 装着・普及促進事業	チャイルドシートの重要性を呼びかけ 装着の促進を図るため、街頭での啓発活 動等を実施します。	危機管理課
8	特定者用 JR 定期乗車 券割引制度（再掲）	児童扶養手当受給者（同一世帯員を含 む。）が JR 定期乗車券割引制度を利用す る際の申請受け付け及び特定者用乗車券 購入証明書を発行します。	子育て支援課

3. まちの安全・安心を守る取り組みの推進

<現状と課題>

平成 14 年以降、刑法犯の認知件数は一貫して減少傾向にあります*2。今後も子どもとその保護者が安心して生活できる環境の創出に向けて、子どもを犯罪被害から守るための取り組みが不可欠です。子どもが自らの身を守り、万が一にも適切な行動をとることができるよう、日常的に啓発を図るのみならず、地域における犯罪被害の発生を防ぐための体制整備とハード面の整備を図る必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

地域やPTA、関係機関との連携を深め、子どもを犯罪被害から守る体制を強化します。子どもに対し、自らの身を守るための行動について啓発を行うとともに、犯罪を未然に防ぐための防犯灯などの設置を進めていきます。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	保護者・地域との連携による防犯活動推進事業	保護者、PTA、地域住民、学校、警察などが連携・協力して「子ども 110 番の家設置」や「通学路、学校付近のパトロール活動」を行い、防犯活動を推進します。	学校教育課
2	不審者対応マニュアルによる犯罪被害の防止対策事業	児童・生徒の安全を確保するため、各学校で不審者対応マニュアル、危機管理マニュアル等の作成・見直しを行い、これらに基づく研修・訓練を実施することで、犯罪被害の防止に努めます。	学校教育課
3	防犯活動推進事業	警察署をはじめとする関係機関と連携して防犯活動を推進し、安全で安心なまちづくりを推進し、子どもを含めた市民を犯罪から守ります。防犯ボランティア連絡協議会未組織地域の解消と未加入団体に対する加入促進活動を行います。	危機管理課
4	市民による防犯活動支援事業	子どもをはじめとするすべての市民が安全で安心して住むことができるまちづくりのため、市民が行う防犯パトロールや防犯に関する普及啓発活動等を支援します。	危機管理課

*2 警察庁「平成 30 年警察白書」

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
5	防犯灯設置推進事業	夜間における子ども等への犯罪の防止及び通行の安全を図るため、防犯灯の設置を推進します。	市民活動推進課
6	CAP 事業	人形劇や寸劇を通して、いじめや連れ去りなどの犯罪から自ら身を守ることを学ぶCAPプログラムの活用について、学校や幼稚園、保育所（園）などの関係機関と連携し検討していきます。	子育て支援課

第5章

地域子ども・子育て支援事業の展開
(子ども・子育て支援事業計画)

第5章 地域子ども・子育て支援事業の展開 (子ども・子育て支援事業計画)

第1節 乳幼児期の学校教育・保育の提供

(1) 区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育サービスを、需給のバランスをみながら提供するために設定するものです。

第1期本庄市子ども・子育て支援事業計画では、「本庄駅や児玉駅を中心に市街地が形成されていることや本庄早稲田駅周辺地域において新たな拠点地域が形成されていること、また、東西に延びる鉄道（JR高崎線）で分割した生活圏などの地域特性を考慮し、市全域を3区域に設定」しています。

現在において、子ども・子育て支援事業がすべての区域で不足なく提供されており、今後は市全体での子ども・子育て支援のあり方を検討していく必要があることから、本計画においては、3地区に区分されている提供区域を統合し、全市を1つとする提供区域を設定することとします。

(2) 児童数の推計

子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたって、計画期間における児童数を以下のように見込みます。

■計画期間における推計児童数■

単位：人

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	582	588	592	594	593
1～2歳	1,253	1,279	1,284	1,294	1,302
1歳	628	627	633	637	640
2歳	625	652	651	657	662
3～5歳	1,995	2,023	2,022	2,054	2,088
3歳	642	646	674	673	679
4歳	697	666	670	699	698
5歳	656	711	678	682	711
6～11歳	4,192	4,206	4,294	4,348	4,357
6歳	712	683	740	706	710
7歳	670	714	685	742	708
8歳	720	685	730	700	759
9歳	673	722	687	732	702
10歳	695	694	745	709	755
11歳	722	708	707	759	723
計	8,022	8,096	8,192	8,290	8,340

※コーホート変化率法による人口推計。

(3) 教育・保育の量の見込み

計画期間における「教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。現在の教育・保育の利用状況や保護者の利用希望、無償化による影響等を総合的に考慮し、以下のように算出します。

■計画期間における認定区分別にみた児童数の推計■

単位：人

年齢	対象年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
1号認定	3～5歳	666	675	675	686	697	
2号認定	3～5歳	1,179	1,196	1,195	1,214	1,234	
	幼稚園 認定こども園	0	0	0	0	0	
	保育所 認定こども園	1,179	1,196	1,195	1,214	1,234	
3号認定	0～2歳	739	752	756	760	764	
	保育所 認定こども園 地域型保育	1・2歳	560	572	574	578	582
	保育所 認定こども園 地域型保育	0歳	179	180	182	182	182

■計画期間における提供体制の確保（1号認定）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市内居住児童の 市内施設定員	697	697	697	697	697
特定教育・保育施設	312	312	312	312	312
認定こども園	222	222	222	222	222
うち私立幼稚園 →認定こども園	204	204	204	204	204
うち私立保育所 →認定こども園	18	18	18	18	18
小計	222	222	222	222	222
幼稚園（私立）	90	90	90	90	90
幼稚園（公立）	0	0	0	0	0
新制度未移行の幼稚園	385	385	385	385	385

■計画期間における提供体制の確保（2号認定：教育以外）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市内居住児童の 市内施設定員	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234
特定教育・保育施設	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234
認定こども園	187	187	187	187	187
うち私立幼稚園 →認定こども園	93	93	93	93	93
うち私立保育所 →認定こども園	94	94	94	94	94
保育所	1,047	1,047	1,047	1,047	1,047
認可外（地方単独事業）	0	0	0	0	0

■計画期間における提供体制の確保（3号認定：0歳）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市内居住児童の 市内施設定員	182	182	182	182	182
特定教育・保育施設	180	180	180	180	180
認定こども園	29	29	29	29	29
うち私立幼稚園 →認定こども園	15	15	15	15	15
うち私立保育所 →認定こども園	14	14	14	14	14
小計	29	29	29	29	29
保育所	151	151	151	151	151
特定地域型保育事業	2	2	2	2	2
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	1	1	1	1	1
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	1	1	1	1	1

■計画期間における提供体制の確保（3号認定：1・2歳）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市内居住児童の 市内施設定員	582	582	582	582	582
特定教育・保育施設	575	575	575	575	575
認定こども園	107	107	107	107	107
うち私立幼稚園 →認定こども園	63	63	63	63	63
うち私立保育所 →認定こども園	44	44	44	44	44
小計	107	107	107	107	107
保育所	468	468	468	468	468
特定地域型保育事業	7	7	7	7	7
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	2	2	2	2	2
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	5	5	5	5	5

第2節 量の見込みと提供体制の確保

各事業の利用量を見込みます。なお、単位が「人」の場合は実利用者数、「人日」の場合は延べ利用者数であることを示しています。

(1) 利用者支援事業

この事業は、子育て期の色々な悩み事や困りごとなどについて、専門知識を有する職員が保護者と一緒に考えたり、必要な情報を提供したり、適切なサービスや支援機関を紹介する事業です。本市では、子育て支援課の窓口利用者支援専門員を配置し、身近な相談窓口として各種相談の受け付けや情報提供を行うほか、関係機関との連携調整を行っています。

今後も、引き続き適切な事業の提供に努めます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	箇所	1	1	2	2	2
提供体制	箇所	1	1	2	2	2

(2) 延長保育事業

通常の保育時間を超えて保育をする事業です。本市では、公立・私立の保育所、認定こども園、地域型保育施設23園で実施しています。

今後も各施設の協力を得ながら、引き続き実施していきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人	2,024	2,024	2,024	2,024	2,024
提供体制	人	2,024	2,024	2,024	2,024	2,024

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生児童に対し、児童館等を利用して授業終了後における適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。本市では、公立4箇所、民間委託19箇所の計23箇所の学童保育所で実施しています。

今後も、クラブの適正規模を考慮しながら、定員数の見直しや弾力的な運用を行い、ニーズに対応していきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人	906	910	914	916	918
提供体制	人	913	913	933	933	933

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設などに一時的に子どもを預ける事業（ショートステイ事業）です。本市では、乳児院及び児童養護施設の計5箇所と委託契約を結び実施しています。

今後は利用ニーズが高まるものと見込んでいますが、現在の提供体制を維持し、適切な事業の提供に努めます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人日	35	36	37	38	39
提供体制	人日	48	48	48	48	48

(5) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本市では、子育て支援センターやつどいの広場など、市内9箇所で専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

今後も児童数は高止まりで推移するものと見込まれるため、引き続き適切な事業の提供に努めていきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み (延べ利用者(親子)数)	組	18,325	18,508	18,693	18,880	19,609
提供体制 (実施箇所数)	箇所	10	10	10	10	10

(6) 一時預かり事業

1. 一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

保護者の都合により幼稚園等での予定の教育時間を超えて保育の必要がある幼児に対し、通園している幼稚園等で一時的に継続して預かり、必要な保育を行う事業です。本市では、市内の幼稚園・認定こども園において実施しています。

事業の継続実施に努めます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	1号認定	人日	19,743	18,252	16,612	14,808	12,824
	2号認定	人日	22,130	23,621	25,261	27,065	29,049
	3号認定	人日					
提供体制		人日	41,873	41,873	41,873	41,873	41,873

※この表に示す「1号認定」とは、「子ども・子育て支援法」に基づき、施設等利用給付認定において「新1号認定」として定められる者。具体的には、専業主婦(夫)家庭、短時間就労の家庭で預かり保育を利用する者を指す。

※この表に示す「2号認定」とは、「子ども・子育て支援法」に基づき、施設等利用給付認定において「新2号認定」として定められる者。具体的には、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、共働き家庭等により預かり保育を利用する者を指す。

※この表に示す「3号認定」とは、「子ども・子育て支援法」に基づき、施設等利用給付認定において「新3号認定」として定められる者。具体的には、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある対象児童がいる市民税非課税世帯で共働き家庭等により預かり保育を利用する者を指す。

2. 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。本市では、市内の保育所等において実施しています。

事業の継続実施に努めます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み		人日	3,943	3,982	4,022	4,062	4,103
提供体制	一時預かり	人日	25,426	25,426	25,426	25,426	25,426
	ファミリー・サポート・センター	人日	40	40	40	40	40
	トワイライトステイ	人日	0	0	0	0	0

(7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を実施する事業です。本市では、生後6か月から小学校6年生までの児童を対象に事業を提供しています。

今後も関係機関との連携を深めながら、事業の提供に努めます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み		人日	4,137	4,137	4,137	4,137	4,137
提供体制	病児保育事業	人日	4,137	4,137	4,137	4,137	4,137
	病児対応型	人日	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017
	病後児対応型	人日	720	720	720	720	720
	体調不良児型	人日	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	非施設型 (訪問型)	人日	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター (病児対応型)	人日	0	0	0	0	0

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生などの児童のいる保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行い、互いに一時的な育児等の援助活動を行う事業です。本市では、社会福祉法人本庄市社会福祉協議会に委託して事業を提供しています。依頼会員（援助を受けたい人）と援助会員（援助できる人）、両方会員（援助を受け、また援助できる人）を募って事業を提供しています。

今後も、社会福祉協議会によるファミリー・サポート・センター事業の提供に努めます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み		人日	1,550	1,600	1,600	1,600	1,700
提供体制		人日	2,430	2,454	2,478	2,502	2,527

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、保健師・助産師が乳児の体重測定や育児等の相談、健診、予防接種等の案内を行う事業です。

引き続き、市の健康推進課により事業を実施していきます。支援が必要と判断された家庭について、適宜関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供に努めます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人	582	588	592	594	593
提供体制	人	582	588	592	594	593

(10) 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に対する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。本市では、健康推進課の保健師や助産師等が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言等の必要な支援を行っています。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人	140	142	147	149	152
提供体制	人	140	142	147	149	152

(11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

妊婦の健康の保持や増進を図るため、妊婦健康診査や超音波検査等を行う事業です。

引き続き、埼玉県医師会、埼玉県助産師会と連携し、契約医療機関や契約助産所等における受診体制の確保を図ります。また、受診できる医療機関の拡大に努め、妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大に努めます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人	582	588	592	594	593
提供体制	人	600	600	600	600	600

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市では、幼児教育・保育に係る費用に加えて副食費も合わせて無償化することで、子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図っています。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

本市では現在、特に該当する事業は行っていないが、子育て環境の変化等に合わせ、必要と判断される場合には、事業内容や事業対象者等について検討を行います。

第3節 子ども・子育て支援事業の推進にあたって

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持つ施設で、3歳から5歳までの子どもについては、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新たな制度で学校及び児童福祉施設として認可されています。

本市では、平成29年度に認定こども園が2箇所設置されており、1号認定から3号認定までの児童を受け入れています。今後も、運営事業者の経営基盤の安定化と地域の教育・保育及び子育て支援の質の向上に資するため、基本的に施設並びに運営事業者の意向を尊重しつつ、幼稚園・保育所（園）から認定こども園への移行を推進することとします。保護者の就労環境の変化や子どもの生活環境などの変化などにより、多様化する保育・教育ニーズへの対応を図っていきます。

(2) 幼稚園及び保育所、小学校との連携

本市の幼稚園及び保育所、認定こども園、小学校、関係団体等との連携を強化し、子どもの成長を切れ目なく支援していける環境づくりを進めていきます。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設においてとりまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは保護者のニーズに適切に応えるように、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に取り組みます。

また、埼玉県や施設所在地である市町村との連携・情報共有を図り、特定子ども・子育て支援施設等の確認等を適切に行います。

第6章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

計画を推進するためには、子どもや子育て中の家庭のみならず、近隣住民、地域、職場、関係機関、団体、行政が相互に連携し、より子育てしやすいまちづくりに向けて、それぞれが積極的に取り組んでいく必要があります。また、社会の変化等に柔軟に対応しつつ、適切な支援につながるよう、努めていく必要があります。

(1) 計画の周知

子ども・子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画策定の趣旨や基本理念、基本目標や各取り組み等について、広報ほんじょう、市ウェブサイトなどを通じて周知し、市民への取り組みへつなげていきます。

(2) 計画推進体制の連携強化

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課を集め、推進に向けた庁内推進体制の整備・強化を図ります。また、関係機関等との連携を強化し、子ども及び子育て家庭を地域でサポートする環境の構築と充実を図ります。

第2節 計画推進における役割分担

(1) 市の役割

子育て家庭を社会全体で支援することの意義や子どもの人権の尊重、男女がともに子育てや家庭生活を担うことの理解の推進、ワーク・ライフ・バランスの向上など、計画を推進する上で基本となる考え方の周知を図り、関係機関との連携のもと、本計画における基本理念の実現を目指します。

(2) 家庭の役割

家庭は、社会を構成する最小単位です。子育てにおいて、家庭は子どもの人格形成における基礎的な場であると同時に、子どもにとっては安らぎのある楽しい居場所でもあります。

また、女性の就業率が高まる中で、子育てや家事などの家庭生活における役割分担も変化しています。夫婦と子どもを含めた家族みんなで役割を分担し、心身ともに健やかに生活できるよう、助け合いながら育ち合う関係性の構築に努める必要があります。

(3) 地域の役割

かつては、親以外にも多くの大人が子どもに接することで、子どもやその親も合わせて見守り、子育てを支える社会環境がありました。核家族化や地域とのつながりの希薄化、プライバシー意識の向上などの社会情勢の変化により、地域による子育てへの関与は少なくなっています。

しかしながら、子どもは家庭の中だけで育つものではなく、学校や地域の様々な人との関わりや見守りの中で成長していくものです。地域住民や各種団体が連携・協力しながら包括的に地域の子どもを育てていかななくてはなりません。子育て家庭が孤立することのないよう、地域による子育て家庭の支援が重要です。

(4) 職場の役割

人口減少が進む中で、女性の活躍がこれまで以上に求められています。女性の社会進出を阻む要因の1つとして、出産・育児と仕事の両立があります。職場における子育ての社会的意義の理解や育児・介護休業制度の導入、労働時間の短縮や多様な働き方の許容、より望ましいワーク・ライフ・バランスの実現など、引き続き労働環境の向上や労働条件の改善に向けた取り組みを進めていく必要があります。

第3節 計画の進行管理

本計画の進捗管理及び実施状況の点検・評価については、子育て支援課が中心となって、毎年度関係各課の施策・事業の実施状況を把握し、事業評価、再調整などを行うとともに、本庄市子ども・子育て会議での審議を経て実施されてきました。

今後も施策・事業の実施状況やその評価、改善に向けた取り組みを継続し、より子育てしやすいまちづくりに向けた取り組みを加速していきます。

また、計画の進捗状況及び実施状況の結果については、広報ほんじょうや市のウェブサイト等を利用して広く市民に周知を図ります。

第 7 章

參考資料

第7章 参考資料

(1) 認定区分と給付内容

「子ども・子育て支援法」に定められた施設型給付と地域型保育給付については、以下のとおり。

■認定区分と給付内容■

認定区分	概要	給付内容	給付を受ける施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	● 教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	● 保育短時間 ● 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	● 保育短時間 ● 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育など

(2) 計画の策定経緯

■計画の策定経緯■

開催日等		内容
2019年	1月16日	第1回 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会 <input type="checkbox"/> 子ども・子育て支援事業計画の概要 <input type="checkbox"/> アンケート調査の実施について 等
	1月21日	第2回 本庄市子ども・子育て会議 <input type="checkbox"/> 計画の進捗状況報告 <input type="checkbox"/> 新計画の策定について 等
	2月～3月	(アンケートの実施)
	5月31日	第2回 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会 <input type="checkbox"/> アンケート調査結果報告 等
	6月18日	第1回 本庄市子ども・子育て会議 <input type="checkbox"/> 本庄市子ども・子育て支援事業計画の一部見直し <input type="checkbox"/> アンケート調査結果報告 等
	10月29日	第3回 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会 <input type="checkbox"/> 計画素案に関する検討 等
	10月31日	第2回 本庄市子ども・子育て会議 <input type="checkbox"/> 計画素案に関する検討 等
	11月27日	第4回 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会 <input type="checkbox"/> 計画素案に関する検討 等
	12月3日	第3回 本庄市子ども・子育て会議 <input type="checkbox"/> 計画素案に関する検討 等
2020年	1月～2月	(パブリックコメントの実施)
	2月20日	第5回 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会 <input type="checkbox"/> パブリックコメントの実施報告 等
	2月28日	第4回 本庄市子ども・子育て会議 <input type="checkbox"/> パブリックコメントの実施報告 <input type="checkbox"/> 計画案の確定 等

(3) 本庄市子ども・子育て会議条例

○本庄市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 1 日

条例第 17 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、本庄市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体からの推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) 公募による市民
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年本庄市条例第44号)の一部を次のように改正する。
別表児童福祉審議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額	6,200円
-------------	----	--------

附 則(平成30年12月27日条例第32号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(4) 本庄市子ども・子育て会議委員名簿

役 職	氏 名	選出区分 (本庄市子ども・子育て会議条例第3条第1項)		備 考
		第 1 号委員	第 2 号委員	
委員長	岡 崎 吉 宏	第 4 号委員	本庄市教育委員会	
副委員長	岡 村 和 美	第 4 号委員	本庄市小中学校校長会	
委員	谷 田 裕 之	第 1 号委員	本庄市 PTA 連合会	
委員	塚 田 紘 子	第 1 号委員	保育園保護者会	～R1.12.31
	中 里 泰 江			R2.1.1～
委員	飯 島 奈 美	第 1 号委員	幼稚園保護者会	
委員	都 丸 幸 子	第 2 号委員	子育て応援団本庄びすけっと	～R1.12.31
	井 上 悦 子			R2.1.1～
委員	中 原 貞 子	第 2 号委員	NPO 法人本庄子育てネット	～R1.12.31
	渡 邊 規 子			R2.1.1～
委員	根 岸 広 幸	第 3 号委員	本庄市私立保育園園長会	
委員	間 庭 進 一	第 3 号委員	本庄市私立幼稚園協会	～R1.5.31
	稲 山 家 訓			R1.6.1～
委員	榊 田 千 春	第 3 号委員	本庄市学童保育の会	～R1.12.31
	楠 正 憲			R2.1.1～
委員	富 沢 峰 雄	第 4 号委員	本庄市児玉郡医師会	～R1.12.31
	高 橋 公 男			R2.1.1～
委員	吉 田 篤 史	第 5 号委員	本庄児玉地域協議会	～R1.11.30
	田 胡 裕 規			R1.12.1～
委員	長谷川 志野夫	第 6 号委員	公募	
委員	塚 田 紘 子	第 6 号委員	公募	R2.1.1～
委員	羽 生 公 洋	第 7 号委員	埼玉県熊谷児童相談所	
委員	田 邊 晶 子	第 8 号委員	本庄市民生委員児童委員協議会	
委員	境 野 としみ	第 8 号委員	本庄市更生保護女性会	

(5) 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会設置規程

○本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会設置規程

平成 30 年 12 月 11 日

訓令第 17 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 61 条の規定に基づく本庄市子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に係る準備、検討及び調整に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び別表に掲げる所属部署から選出される委員をもって組織する。

- 2 委員長は福祉部子育て支援課長を、副委員長は委員長が指名した委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日訓令第 9 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

企画財政部秘書課	市民生活部危機管理課	市民生活部支所市民福祉課
福祉部地域福祉課	福祉部生活自立支援課	福祉部障害福祉課
保健部健康推進課	保健部保育課	経済環境部商工観光課
都市整備部都市計画課	教育委員会学校教育課	教育委員会生涯学習課

(6) 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会委員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	保健部子育て支援課	課長	我妻 元晴	委員長
2	企画財政部秘書課	課長補佐	神岡 健児	
3	市民生活部危機管理課	課長補佐	長谷川 勝次	副委員長
4	市民生活部支所市民福祉課	課長補佐	大山 智代	
5	福祉部地域福祉課	主査	船樹 亜弥子	
6	福祉部生活自立支援課	主査	鳥羽 美奈子	～H31.3.31
-	同上	課長補佐	茂木 正男	H31.4.1～
7	福祉部障害福祉課	主査	山口 知美	
8	保健部健康推進課	主査	新井 悦子	
9	保健部保育課	課長補佐	栗田 秀希	
10	経済環境部商工観光課	主任	渡辺 貴志	
11	都市整備部都市計画課	主査	新井 恭子	
12	教育委員会事務局学校教育課	課長補佐	荒牧 美穂	
13	教育委員会事務局生涯学習課	課長補佐	園木 健造	～H31.3.31
-	同上	主査	薄根 健	H31.4.1～

(7) 用語一覧 (50 音順)

○育児休業

子を養育する労働者が育児・介護休業法に基づいて取得できる休業のことです。

原則として対象の児童が1歳まで取得できますが、保育所などに入所できない場合に限り、子が1歳6か月まで（再延長で2歳まで）延長することを可能としています。

○核家族

夫婦や親子だけで構成される家族のことで、夫婦とその結婚していない子どもだけの世帯、夫婦のみの世帯や、父親または母親とその結婚していない子どもだけの世帯のことです。

○家庭的保育事業

少人数（定員5人以下）を対象に、きめ細かな保育を家庭的な雰囲気のもとに行う事業です。

○居宅訪問型保育事業

障害等で個別のケアが必要な場合や、施設のなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、マンツーマンでの保育を保護者の自宅で行う事業です。

○合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性はその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

○子育て支援センター

子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設です。

○子育て世代包括支援

面談、訪問等をはじめ、母子保健、児童福祉等各分野の担当が連携することで実施する妊娠・出産、育児の切れ目のない支援です。

○子育て世代包括支援センター

保健師・助産師・利用者支援専門員が主となり、連携して面談や訪問等を行い、地域の中で家族と一緒に子育てを楽しめるよう設置された身近な相談場所となるものです。本市では、本庄版ネウボラの充実に向けて、健康推進課（保健センター）と子育て支援課で実施しています。

○子ども家庭総合支援拠点

児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他必要な支援を行うための拠点のことです。児童福祉法の改正で市町村に設置が求められました。

○さわやか相談員

小・中学生が悩みを気軽に話し、ストレスを和らげることができる相談員です。市内すべての中学校に配置され、小学校にも派遣される第三者的な存在です。

○事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どものだけでなく地域の子どものも一緒に保育する事業です。

○児童虐待

児童に対して身体的虐待（殴る、蹴る等）、性的虐待（裸にさせる等）、心理的虐待（無視する等）、ネグレクト（食事を与えない、病院へ連れて行かない等）の行為をすることです。

○児童センター

子どもたちに安全な遊びの場を提供し、健康及び体力の増進、情操を豊かにすることを目的として、児童の健全育成を図っている場所です。子育て支援の地域拠点として、つどいの広場や子育てサロン等も開催しています。本市では、日の出児童センター、前原児童センター、児玉児童センターの3センターがあります。

○児童相談所

子どもに関する相談に応じ、問題、ニーズ、状況等を捉え、最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図り、その権利を擁護することを主たる目的とした機関です。都道府県等の機関であり、本市は熊谷児童相談所の管内となります。

○児童養護施設

保護者のいない児童や虐待されている児童等へ、安定した生活環境を整えるとともに、生活、学習、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行う施設です。

○小規模保育事業

少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気をもたせた保育を行う事業です。

○ショートステイ

お子さんを養育している保護者が、疾病、出産、看護、出張、冠婚葬祭などの理由により、一時的に家庭での養育が困難となった場合、市と契約した乳児院及び児童養護施設で短期間お預かりするサービスです。

○特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付に係る施設として確認した教育・保育施設（幼稚園、保育園等）です。ただし、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

○特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付に係る事業として確認した地域型保育事業（保育園等）です。

○トワイライトステイ

保護者の仕事等の理由で、平日夜間または休日に児童の養育上困難となった場合に、児童福祉施設等で保護者に代わって児童の生活指導や食事の提供などを行う事業です。

○認可保育所、認可外保育所

都道府県等が保育事業について基準を満たしていると認めた保育所を認可保育所、それ以外の保育施設を認可外保育所と表現しています。

○認定こども園

教育・保育施設のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域の子育て支援を行う機能の両方を備え、かつ、認定基準を満たす施設です。

○ネウボラ

フィンランド発祥で、妊娠期から切れ目のない支援により子育てをサポートしていくシステムです。

本市では、出会いの機会の創出から、妊娠・出産・子育て期を切れ目のない支援でサポートし、子どもを安心して産み育てられる環境を整え、地域の中で、家族と一緒に子育てを楽しめるよう、身近な相談場所として活動しています。

○発達教育支援センター すきっぷ

発達が気になる子どもたちの個性を大切にしながら、自分らしく充実した生活を送れるように、保健・医療・子育て・教育・福祉分野と連携し、切れ目のない支援を目指す施設です。

○発達障害

自閉症スペクトラム、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害の1つです。

他人とのコミュニケーションが苦手な場合もありますが、優れた能力を発揮する場合もあります。症状は人によって様々で、年齢や環境により症状は大きく変動します。

○ファミリー・サポート・センター事業

保育等の援助を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かり等会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する事業です。本市では、本庄市社会福祉協議会に委託して実施しています。

○放課後子ども教室

放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、地域住民等の協力によってスポーツや文化活動などができるようにする取り組みです。

○放課後児童健全育成事業

(学童、放課後児童クラブ等)

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

○要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見や適切な保護並びに保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関が必要な情報交換、援助方法など協議し対応を図る機関です。

○療育

障害を持つ子どもに、機能の回復や長所を伸ばし社会的に自立することを目的として行われる治療と教育を併せ持つ行為です。

○量の見込み

サービス等をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込みの数です。基本的に、現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて算出します。

○ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりが充実感を持ちながら働き、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択でき、仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方です。

○M字カーブ

女性の労働力率を年齢階級別にグラフで表した場合に、その形がM字に似た形を描くことです。多くの女性が出産・育児を経験する30代で労働力率が低下するために生じています。

第2期
本庄市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 本庄市 保健部 子育て支援課
〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3-5-3
TEL : 0495-25-1143 / FAX : 0495-25-1145



本庄市